

板橋区新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8(2026)年6月

目次

はじめに	1
第1部 基本的な考え方	2
第1章 計画の基本的な考え方	2
第2章 対策の目的等	4
第3章 発生段階等の考え方	14
第4章 対策項目	16
第2部 各対策項目の考え方及び取組	22
第1章 実施体制	22
第2章 情報収集・分析	33
第3章 サーベイランス	41
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	50
第5章 水際対策	64
第6章 まん延防止	70
第7章 ワクチン	78
第8章 医療	94
第9章 治療薬・治療法	101
第10章 検査	107
第11章 保健	115
第12章 物資	133
第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保	138
第3部 区における危機管理体制	151
用語集	156

はじめに

新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

国は、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下、「新型コロナ」という。）のパンデミックの経験を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）」を抜本的に改定した。

これを受け、東京都においても令和7年5月に、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「都行動計画」という。）」を改定し、対象とする疾患について、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を準備期、初動期及び対応期の3期に分ける改定を行った。

新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

区においては、これまでの国や都の行動計画を踏まえ、平成22年9月に「板橋区新型インフルエンザ対応指針」を、平成22年11月に「板橋区業務継続計画【新型インフルエンザ編】」（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。その後、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成26年5月には、「板橋区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「区行動計画」という。）」を策定した。

今般、令和6年7月の政府行動計画の抜本改定や令和7年5月の都行動計画の改定を受け、区における新型コロナの対応から得られた多くの知見・経験を踏まえ、将来発生し得る感染症危機に対して、より効果的かつ迅速に対応するための体制構築に向け、区行動計画を改定する。

なお、区が発行した「2020－2023 板橋区新型コロナ感染症対策1193日」における新型コロナ対応での様々な取組など、多くの経験から得られた貴重な教訓を本計画に盛り込んでいる。



2020-2023
板橋区新型コロナ感染症対策 1193 日

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ

第1部 基本的な考え方
第1章 計画の基本的な考え方

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、本行動計画は、感染症法に基づく予防計画³との整合性の確保を図るものとする。

	新型インフル等特措法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画	基本方針	地域保健基本指針
	新型インフル等対策ガイドライン	予防計画策定ガイドライン	地域健康危機管理ガイドライン(感染症編)※健康危機対処計画策定指針
都	行動計画	予防計画	—
	保健医療体制ガイドライン		
区	行動計画	予防計画	健康危機対処計画(感染症編) ⁴

2 対象とする感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）

(1) 新型インフルエンザ等感染症⁵

(2) 指定感染症⁶

（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

(3) 新感染症⁷

（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

3 感染症法第10条第17項。同条第14項に規定する予防計画(区においては「東京都板橋区感染症予防計画」)は、特措法第8条第1項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

4 東京都板橋区保健所健康危機管理対処計画(感染症編)（以下、「健康危機対処計画」という。）

5 感染症法第6条第7項

6 感染症法第6条第8項（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

7 感染症法第6条第9項（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

政府行動計画及び都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下においても的確に対応ができるようにする。

また、新型インフルエンザ等への対策と併せて、新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナの対応で積み重ねた知見・経験を区民や関係機関等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者（感染症等）、医療関係団体等に意見を聴いた上で行う。

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく⁸。

1 感染拡大の抑制、国民等の生命及び健康の保護

新型インフルエンザ等は、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、新型インフルエンザ等の感染拡大後、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

そのため、以下の取組を推進する。

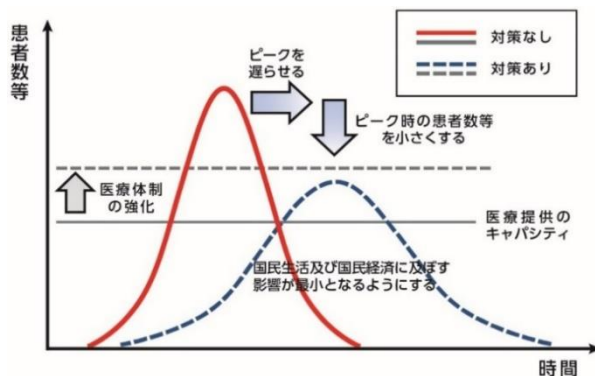
○感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。

○流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

○適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の効果 概念図>

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）



2 区民生活及び地域経済活動に及ぼす影響の最小化

罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、人的被害が長期化することで、社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により、必要な業務を継続することが求められる。

そのため、以下の取組を推進する。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による区民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- 区民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び地域経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 対策実施上の留意点

区は、国、都及び指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。

このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

(1)新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2)初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3)関係者や区民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や区民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4)医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5)DXの推進や人材育成等

保健所の負担軽減(システムへの入力作業の負担を含む。)、医療関連情報の有

効活用、国と都及び区市町村の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

なお、DXの推進に当たっては、AI(人工知能)技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策にあたっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、区民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、区民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、区民の生命及び健康保護と区民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切にリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と区民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、予防計画に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく、感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける区民や事業者を含め、区民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じ

第1部 基本的な考え方
第2章 対策の目的等
第2節 対策実施上の留意点

て、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 区民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、区民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の区民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、区民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける区民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、区民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。さらに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、区民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても区民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行っていく。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、都対策本部及び板橋区新型インフルエンザ等対策本部（以下、「区対策本部」という。本部長：区長）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

区は、必要に応じて、都に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる感染対策について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

このため、平時から区は、高齢者施設等と連携しながら、具体的な感染症対策について助言・指導を行うなど、有事に備えた対応力の向上に取り組んでいる。

7 感染症危機下の災害対応

区は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所の確保等を進めるほか、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。また、発災時には、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、区対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

なお、記録の公表に際しては、個人情報の保護に関する法律等に留意する。

第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、区は、国や都、医療機関、指定(地方)公共機関、区民、事業者等、各主体と一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び地域経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁹。また、国は世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁰とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹¹。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹²及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹³の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議¹⁴等の意見を聴きつつ、対策を進める。

9 特措法第3条第1項

10 特措法第3条第2項

11 特措法第3条第3項

12 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催

13 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催

14 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

2 都の役割

都は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。また、都は、特別区及び保健所を設置する市(以下、「保健所設置区市」という。)、感染症指定医療機関¹⁵、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会¹⁶等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

3 区の役割

区は、国の基本的対処方針に基づき、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

区は、区民に最も近い行政単位であり、区民に対するワクチンの接種や自宅療養を行う区民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に關し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、都や近隣の区市と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置区市については、感染症法においては、まん延防止に關し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、区は、対応能力の確保等について計画的に準備を行うとともに、区予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

区と都とは、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

¹⁵ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

¹⁶ 感染症法第10条の2

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3節 対策推進のための役割分担

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等¹⁷の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都と締結した協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁹。

17 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下、「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

18 特措法第3条第5項

19 特措法第4条第3項

7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

区民等の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため²⁰、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 区民等の役割

区民等は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²¹。

²⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

²¹ 特措法第4条第1項

第3章 発生段階等の考え方

1 発生段階等の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期(A)」及び「対応期(B、C-1、C-2、D)」とに大きく分けた構成とする。

なお、対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

発生段階の移行については、新型インフルエンザ等の特性を考慮し、都区一体で対応する必要があるため、都が決定した発生段階に基づき移行することとする。

<発生段階及び各段階の概要>

階 段	区 分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、区民に対する啓発や区・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4章 対策項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民等の生命及び健康を保護する」こと及び「区民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

区行動計画においては、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、都行動計画を踏まえ、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・分析
- (3) サーベイランス
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (5) 水際対策
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (9) 治療薬・治療法
- (10) 検査
- (11) 保健
- (12) 物資
- (13) 区民生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、以下に示す(1)から(13)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制（第2部 第1章 P.22～32）

感染症危機は区民等の生命及び健康、区民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や区民・事業者等の協力の下、国や都、近隣自治体とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、区民等の生命及び健康を保護し、区民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報収集・分析（第2部 第2章 P.33～40）

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて区民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、区民生活及び地域経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

(3) サーベイランス（第2部 第3章 P.41～49）

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築を行う

とともに、平時のサーベイランスを実施する。

新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（第2部 第4章 P.50～63）

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安と、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、区民等、事業者、医療機関等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(5) 水際対策（第2部 第5章 P.64～69）

水際対策は、国外で新型インフルエンザ等が発生した際に、国内への侵入を遅延させ、医療体制確保の余裕を創出することを目的とする。

そのため、国の方針を速やかに把握するとともに、国や都と連携をしながら、円滑かつ迅速な水際対策に協力できるよう、体制整備を行う。

(6) まん延防止（第2部 第6章 P.70～77）

新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を収めることを最優先とする。

ただし、特措法に基づく制限は、必要最小限にとどめ、区民生活及び地域経済への影響を総合的に勘案したうえで実施する。

病原体の性状やワクチン・治療薬の普及状況等のリスク評価に応じ、まん延防止対策は適時縮小または中止し、機動的に見直すこととする。

(7) ワクチン（第2部 第7章 P.78～93）

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、区民等の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。区は、都や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について

準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン接種にあたって、区においては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(8) 医療（第2部 第8章 P.94～100）

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、区民等が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民等の生命及び健康を保護する。

(9) 治療薬・治療法（第2部 第9章 P.101～106）

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症(重点感染症²²)に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。

区は、国による治療薬の研究開発体制や治療薬実用化に向けた取組を注視しながら、国や都及び関係機関等との連携体制を構築する。

22 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

(10) 検査（第2部 第10章 P.107～114）

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、平時から検査体制の整備を進めるとともに、有事において迅速に検査体制を構築することが求められる。

また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

(11) 保健（第2部 第11章 P.115～132）

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、区民等の生命及び健康を保護する必要がある。その際、区民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。

そのため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(12) 物資（第2部 第12章 P.133～137）

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、区民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが

重要である。

(13) 区民生活及び地域経済の安定の確保（第2部 第13章 P.138～150）

新型インフルエンザ等の発生時には、区民等の生命及び健康に被害が及ぶとともに、区民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、区民や事業者等に必要な準備を行うことを勧奨する。

区は、新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。区民や事業者等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

計画のポイント

- ◆役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた関係機関間の連携を強化
- ◆感染症に関する全庁的対応体制を構築(健康危機管理本部・新型インフルエンザ等対策本部)
- ◆各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施

第1章 実施体制

感染症発生！！

感染症が国内外で発生し、国内での発生のおそれ
保健所による発生情報の収集

感染症等健康危機が発生し、関係各課との調整が必要と認められる場合に、保健所長が開催

健康危機管理対策幹事会

区内での発生を見据え、区の初動対応について検討

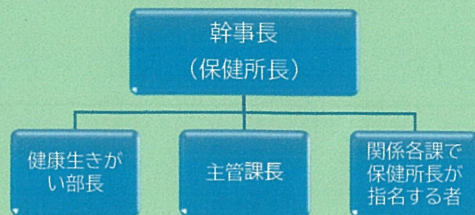


当面の対策

関係各部・課の役割分担

健康危機管理本部設置の適否

その他必要事項



板橋区健康危機管理対策基本指針より

必要に応じて
開催

健康危機管理対策連絡会議



健康危機管理対策幹事会にて全庁的な対応が必要とされる重大な健康被害が発生し、
又は発生するおそれがあると判断された場合に設置



健康危機管理本部

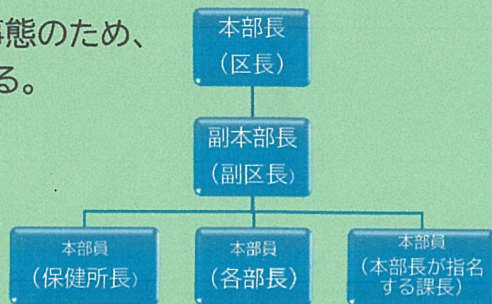
区の行政運営にもしくは行政サービスに重大な支障を及ぼす事態のため、
全庁的対応について協議区の対応方針等の基本方針を審議する。

当面の対策

各部・課の役割分担

国・都・周辺自治体及び医療機関・消防・警察
との連絡調整・支援要請

その他必要事項



板橋区健康危機管理対策基本指針より
東京都板橋区危機管理本部規則第7条の規定に基づく

特措法に基づき、政府又は都対策本部が設置された場合(任意)
又は、緊急事態宣言が発令された場合(必須)に設置



新型インフルエンザ等対策本部 設置後、速やかに以下の実施体制をとる。

対策の実施体制

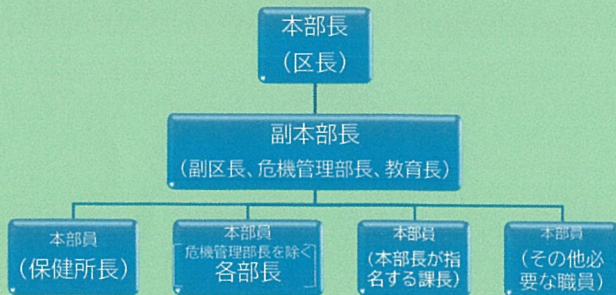
・国等の基本対処方針、感染症の特徴の情報、感染状況・医療体制の
ひっ迫状況・区民生活や地域経済の情報等に基づき、対策を実施
・対応職員への対策

職員の派遣・応援への対応

必要な財政上の措置

緊急事態宣言関連

柔軟かつ機動的な対策の切り替え



板橋区新型インフルエンザ等対策本部条例より

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ区は役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、区は、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて、関係機関間の連携を強化する。

1-1 行動計画の見直し

区は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた区行動計画を見直していく。区は、区行動計画を見直す際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【危機管理部、健康生きがい部】

1-2 実践的な訓練の実施

区は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【健康生きがい部、危機管理部】

1-3 体制整備・強化

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を必要に応じて変更する。また、情報収集・分析・共有の仕組みを整備し、区として一体的な対応及び情報提供を行うことができるよう、必要な体制を整備・強化する。【危機管理部、健康生きがい部、総務部、各部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。国やJIHS、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保や育成に努める。【健康生きがい部、総務部】
- ③ 区は、有事において迅速に情報提供・共有を行い、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。【健康生きがい部、各部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

区の新型コロナ対応での具体例

新型コロナ感染症に関する情報共有や検討のため、板橋区医師会を中心として、各医療機関・保健所との連絡会議「板橋区新型コロナ対策会議」が開催された。参加機関は、板橋区医師会と区保健所、帝京大学医学部附属病院、東京都立豊島病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、板橋中央総合病院の5つの医療機関で、会議はオンラインで開催され、ホストは板橋区医師会が担った。

令和2(2020)年3月に会議開催の検討が始まり、第1回の会議は同年4月に開催され、令和5(2023)年4月までに全15回開催された。

- ④ 各部署が異なる内容の情報発信をしないよう、区の方針を全組織で共有するとともに、区公式ホームページにおいて専用ページを開設するなど、区として統一されたメッセージを区民に伝えられる体制を整備する。【政策経営部、危機管理部、健康生きがい部】

区の新型コロナ対応での具体例

区公式ホームページにおける感染症情報の発信にあたっては、健康危機管理対策本部での決定により、区公式ホームページにおける新型コロナ感染症に関する専用ページを開設した。海外渡航歴のある方への注意喚起や、感染予防、新型コロナ感染症に関する相談先などについて情報発信を行い、区の対策・対応を区民に可能な限り迅速に伝わるようにした。

- ⑤ 区は、平時から、国や JIHS、都と連携し、区民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【健康生きがい部】

1-4 関係機関の連携の強化

- ① 区は、国、都及び指定(地方)公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【危機管理部、健康生きがい部、各部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「板橋区感染症ネットワーク会議」等、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築し、医療体制に関する情報共有や意見交換を行う。また、必要に応じて、健康危機管理対策連絡会議を開催し、医療機関、消防、警察等、健康危機管理対策に係わる区内関係機関との連携・協力の強化、情報交換等を行う。【健康生きがい部、危機管理部、

各部】

区の新型コロナ対応での具体例

区では、新型コロナ感染拡大の平時から医療機関と密に連携をしており、区内医療機関、板橋区医師会、板橋区薬剤師会、区保健所で構成される「板橋区感染症ネットワーク会議」を活用し、情報共有や意見交換を行ってきた。

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民等の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、準備期における検討等に基づき、区は必要に応じて健康危機管理対策幹事会等を開催し、区及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 区における新型インフルエンザ等対策に関する会議体設置

2-1-1 健康危機管理対策幹事会

保健所長は、感染症等発生時において、庁内での調整が必要と認められる場合は、速やかに健康危機管理対策幹事会(以下、「幹事会」という。)を開催し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、新型インフルエンザ等の区内発生を見据え、区の初動対応について検討を行う。

なお、幹事会については、第3部第1章2-1(健康危機管理対策幹事会)の記載内容を参照する。【健康生きがい部】

2-1-2 健康危機管理本部

健康危機管理対策幹事会で、全庁的な対応が必要とされる重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断された場合には、幹事長(保健所長)は速やかに危機管理部長に東京都板橋区危機管理本部規則に基づく危機管理本部(以下、「健康危機管理本部」という。)の設置、開催を協議し、区長に報告する。

これを受け、健康危機管理本部の開催を必要と認めた場合は、区長は、速やかに健康危機管理本部を設置する。なお、必要に応じて、健康危機管理対策連絡会議を実施する。

健康危機管理本部は、当面の対策、庁内の役割分担、国、都、周辺自治体及び医療機関、消防、警察との連絡調整、その他必要な事項について協議し、決定する。

また、会議の開催にあたっては、対面での開催のほか、感染リスクの低減を踏まえ、書面やオンライン(対面での併用を含む)など、多様な実施形態を整備しておく。

なお、健康危機管理本部については、第3部第1章2-2(健康危機管理本部)の記載内容を参照する。【健康生きがい部・危機管理部】

区の新型コロナ対応での具体例

令和2(2020)年1月30日に国・都が対策本部の設置を受け、区は、翌日の1月31日に、新型コロナウイルス感染症に対しの確な対応を図っていくため、「健康危機管理対策本部」を設置した。

会議は、令和4(2022)年7月26日までに計32回開催され、新型コロナウイルス感染症関連情報、区施設の運営方針・イベント等の開催についての対応方針、区民への外出自粛・感染防止対策徹底の呼びかけなどについて協議を行い、決定した。

令和4年7月26日の会議では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健所体制の見直しを行った。見直しのポイントとして、第7波を想定し、1日の区内の感染者数目安をもとに、フェーズ5までの職員・応援体制を決定した。

2-1-3 新型インフルエンザ等対策本部

区は、特措法に基づき緊急事態宣言がされた場合、政府対策本部または都対策本部が設置され、区において必要と判断された場合には、速やかに新型インフルエンザ等対策本部(以下、「区対策本部」という。)を設置する。

なお、区対策本部については、第3部第1章 2-3(新型インフルエンザ等対策本部)、第3部第1章 2-4(区対策本部の分掌事務)の記載内容を参照する。【危機管理部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2節 初動期

2-2 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

2-2-1 国・都からの情報収集

区は、国や都から鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト・ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、危機管理部と健康生きがい部との相互で情報共有し、必要に応じて区長に報告する。【危機管理部、健康生きがい部】

2-2-2 国内外の感染症情報収集等

区は、WHO、厚生労働省、JIHS、東京都健康安全研究センター、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析する。【健康生きがい部】

2-2-3 法律上の感染症の類型決定についての情報収集

区は、国から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症の類型決定についての情報収集を積極的に行う。【健康生きがい部、危機管理部】

2-3 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 区は、厚生労働省から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに区長に報告するとともに、健康生きがい部、危機管理部、政策経営部で情報共有する。【健康生きがい部、危機管理部、政策経営部】
- ② 区は、政府対策本部及び都対策本部を設置することについての情報を入手した場合には、直ちに区長に報告するとともに、危機管理部と健康生きがい部との相互で情報共有する。また、直ちに区対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【危機管理部、健康生きがい部】
- ③ 区は、必要に応じて、第1節(準備期)「1-3 体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【危機管理部、総務部、健康生きがい部、各部】

2-4 区対策本部の設置

区は、特措法に基づき、政府対策本部または都対策本部が設置された際、区において必要と判断された場合には、速やかに区対策本部を設置し、予定期間、構成員等を区議会に連絡するとともに、公表する。【危機管理部】

2-4-1 区対策本部設置等の情報提供

- ① 区は、区対策本部の設置等について、記者会見、報道発表、ホームページの掲載、SNS での発信等を通じて区民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。【危機管理部、健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、区への対応について、国、都、特措法に基づく指定(地方)公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【危機管理部、健康生きがい部】

2-4-2 区対策本部設置にあたっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 区は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。【各部】
- ② 区は、業務継続計画に基づき、既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。【各部】
- ③ 区は、業務継続計画に基づき、具体的な対策を決定するまでの間、初動対応等を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。【各部】

2-5 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

区は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて、国の財政支援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【政策経営部、各部】

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに区民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

区対策本部設置後において、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 区は、国が定める基本的対処方針及び JIHS から提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、区民生活や地域経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【危機管理部、健康生きがい部、各部】
- ② 区は、区内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【危機管理部、健康生きがい部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総務部、各部】

3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 区は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【危機管理部、総務部、健康生きがい部】
- ② 区は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。【危機管理部、総務部、健康生きがい部】

3-1-3 必要な財政上の措置

区は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【政策経営部、各部】

3-2 緊急事態措置の検討等

緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。

3-2-1 緊急事態宣言の手続

区は、緊急事態宣言がなされた場合は直ちに、区対策本部を設置する。区は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【危機管理部、健康生きがい部】

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 区対策本部の廃止

区は、国や都の対策本部が廃止されたときは、区内の状況に鑑みながら、区対策本部を廃止する。【危機管理部、健康生きがい部】

第2章 情報収集・分析

計画のポイント

- ◆平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備し、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保
- ◆有事の際は、発生した感染症の特徴や病原体の性状等の情報収集・分析を迅速に行い、感染拡大防止と区民生活・経済との両立を見据えた感染症対策の実施

第2章 情報収集・分析

情報収集・分析に加えて、情報の整理や把握手段の確保等、有事に向けた準備を実施

○実施体制の構築

・平時から、国や都などの関係機関や専門家等とのネットワークを形成、連携体制を強化

○平時の情報収集・分析

・感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行うため、人的・組織的ネットワークを活用

準備期



関係機関とのネットワークを構築・活用

新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報収集・分析を迅速に実施

○実施体制(有事体制への移行)

・区は国や都から、新型インフルエンザ等の関連情報を速やかに入手し、庁内関係部署で共有
・保健所は地域の感染症情報の収集・分析、医療機関等との連絡調整等、感染症の発生予防のための事前対応型の取組を推進

○情報収集・分析等

・準備期に構築した人的・組織的ネットワークを活用した情報収集・分析を継続、分析結果は区民や関係機関に分かりやすく情報提供・共有

初動期



感染症のリスクに関する情報、区民生活及び地域経済に関する情報等の収集・分析を強化

○実施体制(対応の強化)

・国等から、国内外の発生状況等の情報を速やかに収集・分析し、区民や医療機関等へ幅広く提供

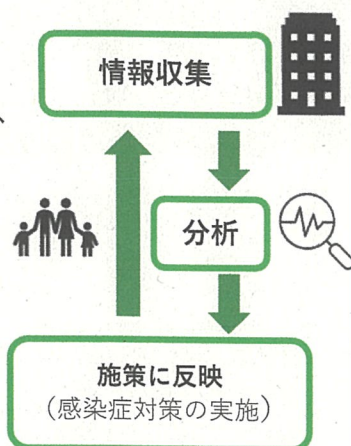
○リスク評価に基づく感染症対策の実施等

・国の方針等を踏まえ、区内の実情に応じた積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目の見直し
・国の示すリスク評価や流行状況に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え

○情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

・国が公表した感染症情報の分析結果に基づく正確な情報について、区民等に迅速かつ分かりやすく提供・共有

対応期



第1節 準備期

<目的>

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、区民生活及び地域経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

1-1 実施体制

- ① 区は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を区医師会等関係機関と共有した上で連携し、JIHS、都、検疫所等、国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備する。また、関係機関や専門家等との交流を深める等、ネットワークの形成や維持・向上に努める。特に、情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。【健康生きがい部】
- ② 区は、国や都から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じ関係機関に速やかに提供する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【健康生きがい部】
- ④ 区は、区民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。【危機管理部、健康生きがい部、政策経営部、関係部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1-2 平時に行う情報収集・分析

区は、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行う。情報収集・分析にあたっては、平時から関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。【健康生きがい部】

1-3 訓練

区は、国や JIHS、都等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。【健康生きがい部】

第2節 初動期

<目的>

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

2-1 実施体制

- ① 区は、厚生労働省及び内閣感染症危機管理統括庁(以下、「統括庁」という。)、都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト-ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、危機管理部と健康生きがい部は相互で共有し、必要に応じて区長に報告する。【危機管理部、健康生きがい部】
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合は、区は区内医療機関に対し、届け出基準等の周知を行い、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。【健康生きがい部】
- ③ 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【健康生きがい部】
- ④ 区は、WHO、厚生労働省、JIHS、東京都健康安全研究センター、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析する。【健康生きがい部】

2-2 リスク評価

2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 区は、国及び JIHS が実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【健康生きがい部、危機管理部】
- ② 区は、感染症危機が区民生活及び地域経済等に及ぼす社会的影響等についての情報収集を行い、早期に分析することを目指す。【危機管理部、健康生きがい部、関係部】

2-2-2 リスク評価体制の強化

区は、国及び JIHS、都と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報収集・分析

第3節 対応期

行い、継続的にリスク評価を実施する。また、有事の際に、必要な情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。さらに、情報収集・分析結果について、区民等及び関係機関に分かりやすく、情報提供・共有する。【健康生きがい部】

2-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、国及び JIHS、都と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康生きがい部】

2-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ① 区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【健康生きがい部】
- ② 区は、情報等の公表にあたっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【健康生きがい部、関係部】

第3節 対応期

<目的>

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析(ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集)及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と区民生活及び地域経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、区民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等については、情報収集・分析を強化する。

3-1 実施体制

区は、WHO、厚生労働省、JIHS、東京都健康安全研究センター、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を区民等や医療機関等へ幅広く提供する。【健康生きがい部】

3-2 リスク評価

3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 区は、国や JIHS、都等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、区内での発生状況、臨床像に関する情報、積極的疫学調査等により得られた結果等について分析し、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【健康生きがい部】
- ② 区は、リスク評価に基づく感染症対策の判断にあたっては、区民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し考慮する。【健康生きがい部】

3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 区は、積極的に国や都と連携し、国が実施するリスク評価に協力する。【健康生きがい部】
- ② 区は、区内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第2章 情報収集・分析

第3節 対応期

措置を要請する場合に備え、区民生活及び地域経済に関する分析を強化し、感染症危機が区民生活及び地域経済に及ぼす影響を把握する。【危機管理部、関係部】

- ③ 区は、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、区内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【健康生きがい部】
- ④ 区は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【健康生きがい部】

3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。【健康生きがい部】

3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ① 区は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【健康生きがい部】
- ② 区は、情報等の公表を行うにあたっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【健康生きがい部、関係部】

第3章 サーベイランス

計画のポイント

- ◆平時から、サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の感染症の発生状況、患者の発生動向の推移等の情報を収集
- ◆有事の際は、流行状況に応じたサーベイランスを実施

第3章 サーベイランス

平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析

準備期

○実施体制の構築

- ・迅速、的確な情報収集のため感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用
- ・電磁的方法による発生届の促進

○平時に行う感染症サーベイランスの実施

- ・全国的な流行状況把握

○人材育成

○ODXの推進



平時において実施しているサーベイランスに加え、有事の感染症サーベイランスを開始

初動期

○有事体制への移行

- ・都と連携し、入院者数・重症者数の収集等、臨時的にサーベイランスを追化・強化

○リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・サーベイランスで収集した情報等より初期段階でリスク評価

○区民等への情報提供・共有



流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施

対応期

○流行状況に応じたサーベイランスの実施

- ・重傷者、死亡者に限定した情報収集

○リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

- ・国の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的な感染症対策を切替え

○区民等への情報提供・共有



第1節 準備期

<目的>

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、区においては地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、区内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

1-1 実施体制

- ① 区は、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム(K-net)等を活用し、迅速かつ的確な情報収集・分析を行う。また、有事の際の円滑な情報収集を実現するため、医療機関による電磁的方法による発生届の提出を促進する。【健康生きがい部】
- ② 区は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。【健康生きがい部】
- ③ 区は、東京都健康安全研究センターが派遣する東京都実地疫学調査チーム(TEIT:Tokyo Epidemic Investigation Team)との連携を想定した、疫学調査体制を整備する。【健康生きがい部】

1-2 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 区は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。【健康生きがい部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

- ② 区は、国や都と連携し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、関係機関と連携し、国や都からの家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況、及び新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報について把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【健康生きがい部】
- ④ 区は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行う。【健康生きがい部】
- ⑤ 区は、東京感染症アラート(鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群の感染の発生地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者が医療機関で確認された場合に、保健所に報告し、疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み)を活用して患者発生の早期把握を図る。【健康生きがい部】

1-3 人材育成及び研修の実施

区は、新型インフルエンザをはじめとする多様な感染症に総合的に対応でき、感染症危機管理を担う人材を育成するため、都及び国(国立保健医療科学院を含む。)やJIHS 等で実施される感染症対策等に関する研修会に保健所の職員等を積極的に派遣するとともに、保健所の職員等に対する研修の充実を図る。【健康生きがい部】

1-4 DX の推進

- ① 区は、新型コロナ対応の取組実績を参考に、新型インフルエンザ等の発生等を見据えながら、各部のデジタル技術の活用やデジタル化の好事例を共有するなどして、更なる業務の効率化に取り組み、保健所業務の DX を推進していく。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、令和4年感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、区医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう周知徹底を図る。さらに、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症法の改正により

電磁的方法による発生届の提出について、感染症指定医療機関の医師については義務化され、その他の医師については努力義務化されたことを踏まえ、関係機関と協力し、医療機関への働き掛けを行っていく。【健康生きがい部】

1-5 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【健康生きがい部】
- ② 区は、情報等の公表を行うにあたっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【健康生きがい部、関係部】

第2節 初動期

<目的>

初動期において、区は、区内における感染症有事(疑い事案を含む。)の発生の際に、都や関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

2-1 実施体制

新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知することが重要である。このため、平時において通年実施しているサーベイランスに加え、都と連携し、臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。【健康生きがい部】

2-2 リスク評価

2-2-1 有事の感染症サーベイランスの開始

- ① 区は、国や都と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。【健康生きがい部】
- ② 区は、感染症の特徴(感染経路等)や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、都と連携し、入院者数や重症者数の収集(入院サーベイランス)を行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について、東京都健康安全研究センターと連携し、亜型等の同定を行う。【健康生きがい部】

2-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、国や都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康生きがい部】

2-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国や都が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた初期段階における分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【健康生きがい部】
- ② 区は、情報等の公表を行うにあたっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【健康生きがい部、関係部】

第3節 対応期

<目的>

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3-1 実施体制

国内の患者数が増加し、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

新型コロナ対応時において、ウイルスの変異は、感染力、重症化の程度、ワクチン接種の効果などに様々な影響を及ぼしたことから、変異株サーベイランスを実施した。

初動期に実施していたサーベイランスについて、国や都による実施方法や体制の見直しが行われた際は、区も協力する。【健康生きがい部】

3-2 リスク評価

3-2-1 有事の感染症サーベイランスの実施

区は、国や都と連携し、区内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。【健康生きがい部】

3-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

区は、国や都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、国の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【健康生きがい部】

3-3 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

- ① 区は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有する。【健康生きがい部】

- ② 区は、情報等の公表を行うにあたっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【健康生きがい部、関係部】
- ③ 特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて区民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【健康生きがい部】

第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

計画のポイント

- ◆ 平時から様々な場面において感染症に関する基本的な知識の普及啓発や適時適切な感染症対策等に係る情報提供・共有に取り組むことで、区民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上
- ◆ 有事には、最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症の基本的な知識の普及啓発等を行い、区民の感染症リテラシーを向上

- 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有
 - ・平時から、区民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語等分かりやすい情報提供・共有を行う
 - ・感染症に関する情報提供・共有
 - ・偏見・差別等及び偽・誤情報に関する啓発

- 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有の体制整備
 - ・迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備
 - ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

準備期



様々な媒体による
情報提供

感染拡大に備え、感染症の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を実施

- 迅速かつ一体的な情報提供・共有
 - ・報道発表、記者会見、ホームページ、SNS、動画メッセージ等により、迅速かつ積極的に情報提供
 - ・情報は集約・一元化し、その時点で得られた科学的知見等に基づき情報を提供

- 双方向のコミュニケーションの実施
 - ・情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める

- 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期



情報の一元化



偽・誤情報への対応

区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す

- リスク評価に基づく方針の決定・見直し
 - ・病原体の性状(病原体・感染性・薬剤感受性等)が明らかになった状況に応じて対応

例えば...



封じ込めを念頭に対応する時期

封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底。
⇒区民の理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明



※リスクコミュニケーションとは、関係者間でリスクに関する情報を共有し、双方向に対話・意見交換を行うプロセス

第1節 準備期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、区民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、区は、平時から、区民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、区による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた区民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 区は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、区民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語(やさしい日本語を含む。)や障がい者等に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。【健康生きがい部、政策経営部、区民文化部、福祉部、各部】
- ② 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、健康生きがい部や子ども家庭部、教育委員会事務局等は感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有

を行う。【健康生きがい部、子ども家庭部、教育委員会事務局】

- ③ 区立学校に対しては、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について定め、周知する。【教育委員会事務局】
- ④ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため区は、広報いたばし、区公式ホームページ、リーフレット、SNS 等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、国や都からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の周知を図る。【健康生きがい部、政策経営部】
- ⑤ 区は、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫に努める。【政策経営部、産業経済部】

【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に応じて、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きを組織として統一的なメッセージを発信することで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインをもとに区作成

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機

関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、周知する。【健康生きがい部、政策経営部、区民文化部】

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 区は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更に SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、区民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する周知を行う。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、区による情報提供・共有が有用な情報源として、区民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【健康生きがい部、政策経営部】

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

区は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて区民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【健康生きがい部、政策経営部、区民文化部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局】
- ② 区全体で情報の発信と共有を一貫し、矛盾のない形で行えるよう、必要な体制を整える。【健康生きがい部、政策経営部】
- ③ 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。【健康生きがい部、産業経済部】
- ④ 区は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【健康生きがい部、政策経営部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

- ⑤ 外国人に対しては、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団や民間等の協力を得ながら、情報提供する。【区民文化部、健康生きがい部、政策経営部】
- ⑥ 区は、都との間で感染状況等の情報提供・共有について、具体的な手順をあらかじめ合意しておく。【健康生きがい部】

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 区は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、区民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備する。【健康生きがい部】

区の新型コロナ対応での具体例

区は、令和2(2020)年2月に、後の「板橋区新型コロナ健康相談窓口」となる受診相談を受け付ける窓口を開設した。その後4月には、健康面以外の問合せを受け付ける「板橋区コロナ対策案内電話センター」を開設した。これらの窓口設置により、感染症に関する不安解消や感染拡大防止を図ることができた。

- ③ 区は、区民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。【健康生きがい部、総務部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、区民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、区民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 区は、各課窓口の状況、集団接種会場でのワクチン接種情報、区長メッセージのほか、感染症の発生状況及び感染対策等について、報道発表、記者会見、特設ページを含めた区公式ホームページへの掲載、SNS での発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、区は、区が伝えたい情報等を区民等と正しく共有できるよう、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、分かりやすいメッセージを発信する。【健康生きがい部、政策経営部】

区の新型コロナ対応での具体例

区では、令和2(2020)年、新型感染症拡大の早期から、区公式ホームページに新型コロナ感染症関連情報の特設ページを設け、区民への情報発信を行った。また、「広報いたばし総合情報版」で、新型コロナウイルス感染症関連情報を掲載したほか、臨時号や特集号を発行した。

また、区の各課窓口状況、集団接種会場でのワクチン接種情報、区長の動画メッセージなど、新型コロナに関する緊急性が高い情報について、区公式 X アカウントで随時発信した。それ以外にも、区長メッセージの動画配信や SNS アプリでの情報発信など、様々な情報ツールを活用し、積極的に情報発信を行った。

第2部 各対策項目の考え方及び取組
 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 第2節 初動期



SNS アプリによる新型コロナに関する
 緊急性が高い情報のプッシュ型通知

区公式ホームページに新型コロナ感染症関連情報の特設ページを設けたほか、「広報いたばし総合情報版」にも新型コロナ関連情報を掲載した。X では、新型コロナに関する緊急性の高い情報を随時発信した。



区長による動画メッセージの動画配信

- ② その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する周知を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【健康生きがい部、政策経営部】
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて区長コメントを発表し、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。呼びかけに際しては、SNS 動画等様々なツールを活用し発信する。【政策経営部、健康生きがい部、危機管理部】
- ④ 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【健康生きがい部、政策経営部、区民文化部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局】
- ⑤ 区は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、

区民や報道機関等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。

【健康生きがい部、政策経営部】

- ⑥ 区は、感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトの開設を必要に応じて準備する。【健康生きがい部、政策経営部】
- ⑦ 区は、区の報道発表に関する情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、区全体の対応を分かりやすく区公式ホームページに掲載する。【危機管理部、政策経営部】
- ⑧ 区は、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。【福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局、各部】
- ⑨ 区は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【健康生きがい部】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 区は、国から提供された Q&A を区公式ホームページなどへ掲載するとともに、コールセンター等を速やかに設置する。【健康生きがい部】
- ② 区は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うように努める。【健康生きがい部、政策経営部】

区の新型コロナ対応での具体例

区は、令和2(2020)年2月に、国の求めに応じ、「板橋区帰国者・接触者相談センター」を保健所予防対策課内に設置した。同月、同センターを「新型コロナ受診相談窓口」へ改称し、3月に専用ダイヤルを2回線開設した。

4月には、健康面以外の問合せに迅速に対応するため、問合せ内容に応じて適切に担当部署を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を臨時的に開設した。区役所本庁舎南館2階の人材育成センターに専用回線を8回線用意し、平日9時から17時までの間、全庁的な応援体制により対応を行った。

さらに、5月には、前月の相談件数が1日500件を超えるようになり、対応件数を増やすため、「新型コロナ受診相談窓口」の運営を委託化し、専用回線を増設した。これらの窓口設置により、感染症に関する不安解消や感染拡大防止等を図ることができた。和2(2020)年2月に、国の求めに応じ、「板橋区帰国者・接触者相談センター」を保健所予防対策課内に設置した。同月、同センターを「新型コロナ受診相談窓口」へ改称し、3月に専用ダイヤルを2回線開設した。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について区民等及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、区民等に周知する。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【健康生きがい部、政策経営部】

第3節 対応期

<目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、区民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、区は、区民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する区民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、区民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、区民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等の不安の解消等に努める。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 区は、区民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、区民等や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて区長コメントを発表し、予防策の徹底などと呼び掛ける。【政策経営部、健康生きがい部、危機管理部】

区の新型コロナ対応での具体例

令和2(2020)年4月、緊急事態宣言発出に伴い、区民へ感染対策徹底への協力を呼び掛けるため、SNS で区長動画メッセージの配信を行った。その後も緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の実施等に合わせ、計14回の動画配信を行った。

- ③ 区は、区民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【健康生きがい部、政策経営部、区民文化部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局】
- ④ 区は、区民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係部等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを運営する。【政策経営部】
- ⑤ 区は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。【健康生きがい部、産業経済部】
- ⑥ 区は、外国人向けを含めた区公式ホームページや SNS 等を通じての広報を行う。【健康生きがい部、政策経営部、区民文化部】

区の新型コロナ対応での具体例

区公式ホームページに、「外国人のための新型コロナウイルス感染症関連情報」のページを開設した。ページには、電話相談先、ワクチン関連情報、旅行で訪れている外国人の方の相談先などの新型コロナについての情報を、やさしい日本語や外国語でまとめて掲載した。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、区は、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、国から提供された Q&A を区公式ホームページへ掲載するとともに、コールセンター等を継続して運営する。また、区民等からの相談件数増加に対応できるよう、専用回線の増設やセンターの委託化を図る。【健康生きがい部】

3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所

属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、区民等及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、区民等に周知する。【健康生きがい部、政策経営部】

- ② 区は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

区は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、以下の対応を繰り返し実施することもあるため、速やかにリスク評価・分析を実施する。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 区内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、区は、区民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【健康生きがい部】
- ② 区民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、区民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、区は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【健康生きがい部、政策経営部、危機管理部】

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、区

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第3節 対応期

民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【健康生きがい部、政策経営部、危機管理部】

3-2-2-2 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や区民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【健康生きがい部、政策経営部、危機管理部】

第5章 水際対策

計画のポイント

- ◆海外にて新型インフルエンザ等が発生した場合において、区内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、感染症危機に対応する準備のための時間を確保するための取組
- ◆平時から、国や関係機関等との連携体制整備へ協力し、研修や訓練等への参加を通じて、連携体制を構築
- ◆有事の際は、国等が実施する水際対策に連携・協力し、健康監視等を実施



第5章 水際対策



準備期

研修・訓練への参加を通じて、水際対策に係る国等との連携体制を確認

- 実施に関する体制の整備（検疫所等との情報連携）
- 出国予定者への情報提供・共有と注意喚起に関する体制の整備



初動期

国等と連携し、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築

- 国や都と連携しながら、健康監視対象者に対して健康監視を実施
- 検疫所との情報共有、検疫強化への協力
- 出入国者に対する情報提供と注意喚起



対応期

感染拡大の状況等を踏まえながら、国等と連携して適切に対応

封じ込めを念頭に 対応する時期

- ・ 初動期の対応（健康監視等）の継続

病原体の性状等 に応じて対応する時 期

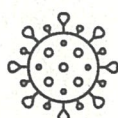
- ・ 健康監視等の継続
- ・ 国の方針変更について速やかに情報共有

ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期

- ・ 健康監視等の継続
- ・ 国の方針変更について速やかに情報共有

水際対策の方針変 更の公表

- ・ 国の方針変更について、速やかに情報共有



第1節 準備期

<目的>

平時から国が実施する水際対策における都及び区との連携に係る体制整備や研修及び訓練を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国や都と連携した円滑かつ迅速な水際対策に協力する。

また、平時から国及び都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

1-1 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 区は、都及び検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図る。【健康生きがい部】
- ② 区は、都が構築する検疫所及び港湾・空港関係機関との情報伝達ルートを確認し、平時からの連携体制の構築に協力する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、都が新型インフルエンザ等の発生時の検疫所における隔離・停留のための医療機関、宿泊施設等の利用調整、健康監視業務の代行要請等について検討する際に、必要に応じて協力する。【健康生きがい部】

1-2 出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備

- ① 区は、国が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報共有を行い、区における対応方針を整理する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国及び都と連携し、出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。【健康生きがい部】

1-3 国及び都等との連携

区は、平時から国が実施する水際対策との連携に係る体制整備や研修及び訓練に参加することにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国及び都と連携した円滑かつ迅速な水際対策に協力できるよう準備する。【健康生きがい部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国及び都が実施する水際対策に協力することにより、区内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、区内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

区の感染状況を適宜都に報告し、都を通じて国が実施する水際対策の方針決定のための情報提供に協力する。

2-1 国、都との連携

- ① 区は、国や都と連携しながら、健康監視対象の居宅待機者等に対して健康監視を実施する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国、都を通じた健康監視対象者の情報の提供に対し、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。【健康生きがい部】

2-2 新型インフルエンザ等の検疫法上の種類の決定等への対応

国において、当該感染症が検疫法上の感染症の種類のいずれかに該当するかの検討がなされ、感染症の政令指定が行われた場合、区は、都からの情報に基づき、速やかに関係部署に情報共有するとともに、あらかじめ指定された体制に移行する。【健康生きがい部、危機管理部】

2-3 新型インフルエンザ等の感染疑い及び有症状者等への対応

- ① 区は、国の検疫措置の強化の状況を踏まえ、医療機関等の関係機関との連携を強化する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【健康生きがい部】

2-4 情報提供

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。また、区施設窓口等において、国の感染に係る注意情報等の掲出や区公式ホームページ等において注意喚起を行う。【健康生きがい部、政策経営

部、各部】

- ② 区は、区内の各学校等に対し、発生国・地域に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知を依頼する。【教育委員会事務局、子ども家庭部、健康生きがい部】

第3節 対応期

<目的>

新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び都、関係機関と連携して適切に水際対策に協力する。

国が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更する。

3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、国や都と連携しながら、健康監視対象の居宅待機者等に対して健康監視の実施を継続する。【健康生きがい部】

3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ① 区は、国や都と連携しながら、健康監視対象の居宅待機者等に対して健康監視の実施を継続する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国が公表した水際対策の方針変更について都から情報提供を受け、速やかに関係部署等と情報を共有する。【健康生きがい部】

3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 区は、国や都と連携しながら、居宅待機者等に対して健康監視を実施する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国が公表した水際対策の方針変更について都から情報提供を受け、速やかに関係部署等と情報を共有する。【健康生きがい部】

3-4 水際対策の変更の方針への対応

区は、国が公表した水際対策の方針変更について都から情報提供を受け、速やかに関係部署等と情報を共有する。【健康生きがい部】

第6章 まん延防止

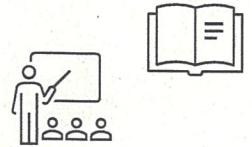
計画のポイント

- ◆ 平時から、まん延防止対策の必要性についての理解促進に取り組む
- ◆ 有事には、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等整備を図るための時間を確保する
- ◆ 対策の効果及び影響を総合的に勘案し、対策を切り替えていくことで、生活及び経済への影響を軽減させながら、区民等の生命及び健康を保護する

第6章 まん延防止

平時から区民等に対して基本的な感染対策の 正確な知識普及を図る

- 区民一人ひとりの協力の必要性
- 関係機関と連携した正しい知識の普及
- まん延防止対策についての理解促進



準備期

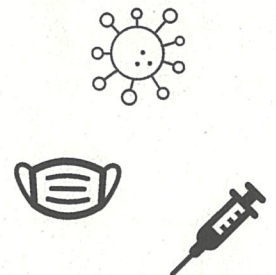
区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な 対応がとれるよう準備等を実施

- 国、都と連携し患者への対応や濃厚接触者への対応を確認

初動期

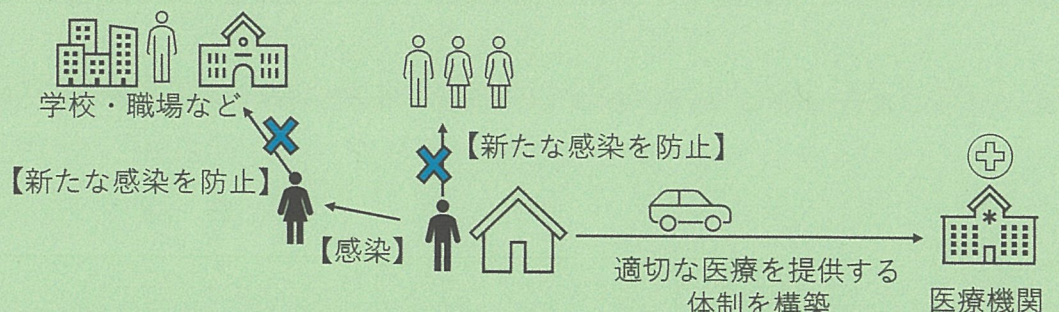
まん延防止対策を講じ、効果等を総合的に勘案し、 柔軟かつ機動的に切替え

- 患者対策
 - ・検査により速やかに患者を特定
 - ・入院の勧告、消毒などを実施
- 濃厚接触者対策
 - ・健康観察や外出の自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与などを実施
- 学校等における対応
 - ・り患している、またはり患の疑いのある児童・生徒の受診・健康管理等に協力
 - ・マスク着用や手洗い等、感染拡大防止に努める
 - ・集団発生の報告や臨時休業の措置



対応期

時期に応じて
対応する



封じ込めを念頭に
対応する時期

病原体や感染性に
応じて対応する時期

ワクチン・治療薬等
の開発や普及

基本的な感染対策
に移行する時期

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、区民等の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、区は通勤・通学等で人の移動が活発な地域であり、新型インフルエンザ等が発生し、区民等が免疫を獲得していない段階では、区内において感染が急速に拡大し、区民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について区民等や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 区は、区行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民等の生命及び健康を保護するためには区民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。【健康生きがい部、危機管理部】
- ② 区は、平時から区民等に対して、区医師会・薬剤師会等の医療関係団体、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【健康生きがい部】
- ③ 区は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【危機管理部、健康生きがい部、産業経済部、各部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1 区内でのまん延防止対策の準備

- ① 区は、国や都と相互に連携し、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や都と相互に連携し、適切に対応する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
【危機管理部、各部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、区民等の生命及び健康を保護する。その際、区民生活及び地域経済への影響も十分考慮する。

3-1 まん延防止対策の内容

感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、区内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じて、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、区民生活及び地域経済への影響も十分考慮する。【健康生きがい部、産業経済部、危機管理部】

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

区は、国や都と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う。また、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等についての情報収集で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。【健康生きがい部】

(ア)患者対策

- ① 患者対策の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な患者対策は、感染症法の規定に基づく入院勧告・措置、汚染された場所の消毒などにより行う場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行う場合がある。【健康生きがい部】
- ② このため、区は、医療機関での診察、東京都健康安全研究センター及び都と感染症法に基づく措置協定を締結した民間検査機関等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する。【健康生きがい部】

(イ)濃厚接触者対策

- ① 新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当となる。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。)は、すでに感染してい

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

る可能性があるため、潜伏期間中は、区は、必要に応じ、濃厚接触者対策を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。

なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。【健康生きがい部】

- ② 区は、国や都と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。【健康生きがい部】

3-1-2 事業者や学校等に対する要請

3-1-2-1 学校等における対応

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、必要に応じて区のマニュアルを策定し学校医や保健所と連携の下、学校と協力して感染拡大防止策を講ずる。学校は、学校保健安全法に基づき、適切な感染症予防に努める。【教育委員会事務局、健康生きがい部】
- ② 新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院受診、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。【教育委員会事務局】
- ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講ずる。学校は、必要に応じてガイドラインを策定し、ガイドライン及び感染症の動向により、臨時休業の措置など適時的確に対応する。【教育委員会事務局、健康生きがい部】
- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。【教育委員会事務局】

区の新型コロナ対応での具体例

令和2(2020)年2月27日、政府は全国の小中学校に対して臨時休業要請を公表し、区では、翌28日、3月2日の午後から春休みを挟んだ4月5日まで、小中学校の臨時休業を決定した。

4月1日、学校再開に向けて準備が進む中、都が感染状況を踏まえて都内の学校に再開の延期を要請し、区もゴールデンウィーク明けまで臨時休業を延長することとなった。

	期間	措置等
第1期	2020 4/7 - 5/6 (令和2)	第1回緊急事態宣言 (国)
	4/25 - 5/6	STAY HOME週間 (都)
	- 5/25	第1回緊急事態宣言 (延長)
第2期	6/2 - 6/11	東京アラート発動 (都)
	2021 1/8 - 2/7 (令和3)	第2回緊急事態宣言 (国)
	- 3/7	第2回緊急事態宣言 (延長)
	- 3/21	第2回緊急事態宣言 (再延長)
	4/12 - 4/24	まん延防止等重点措置 (国)
	4/25 - 5/11	第3回緊急事態宣言 (国)
	- 5/31	第3回緊急事態宣言 (延長)
	- 6/20	第3回緊急事態宣言 (再延長)
	6/21 - 7/11	まん延防止等重点措置 (国)
	7/12 - 8/22	第4回緊急事態宣言 (国)
第3期	- 9/12	第4回緊急事態宣言 (延長)
	- 9/30	第4回緊急事態宣言 (再延長)
	10/1 - 10/24	リバウンド防止措置 (都)
	10/25 - 1/10	基本的対策徹底期間 (都)
	2022 1/11 - 1/20 (令和4)	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応 (都)
	1/21 - 3/21	まん延防止等重点措置 (国)
	3/22 - 5/22	リバウンド警戒期間 (都)

▲行動制限に関する対応措置要請

	第1回(2020)	第2回(2021)
外出	生活や健康の維持のために必要な外出以外は自粛	特に午後8時以降の不要不急の外出は自粛
学校	小・中学校、高校等は休業。大学は施設使用停止	休業は要請せず
飲食店	午前5時から午後8時までの時短営業を要請。酒類の提供は午後7時まで	同じ
その他施設	遊興施設や運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、学習施設、商業施設(生活必需品の小売関係等以外)等は休業を要請	一部の施設に時短営業を要請
イベント	中止あるいは延期を要請	上限5,000人かつ収容率の上限50%に制限

▲緊急事態宣言における要請の違い

3-1-2-2 その他の施設に対する要請

区は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、乳幼児が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。【健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部】

3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

区は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、区民等の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。【健康生きがい部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第6章 まん延防止

第3節 対応期

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

区は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価に基づき、国や都と連携して適切なまん延防止対策を実施する。特に、病原性及び感染性がいずれも高い場合や、病原性が高く感染性が高くない場合、病原性が高くなく感染性が高い場合、子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合など、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。【健康生きがい部】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、国や都の方針を踏まえて、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、病原体の性状等に応じた対応を行う。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う区民生活及び地域経済への影響を勘案しつつ検討を行う。【健康生きがい部、産業経済部】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【健康生きがい部、危機管理部】

第7章 ワクチン

計画のポイント

- ◆ 生命・健康の保護、区民生活・地域経済に及ぼす影響の最小化のための平時からの着実な準備
- ◆ 速やかな予防接種のための発生情報の収集・ワクチン必要量の確保
- ◆ ワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた随時の調整による速やかな接種の促進
- ◆ 副反応等の適切な情報収集・提供、健康被害救済制度の周知

第7章 ワクチン

発生時に速やかに接種できるよう、関係機関と連携し、ワクチンの接種体制の整理

準備期



○研究開発の推進

○ワクチンの供給体制

・区医師会・卸売販売業者団体等の関係者と協議し、円滑な流通のために連絡調整の方法・役割分担を確認

○接種体制の整理

○ワクチンの接種に必要な資材の確保方法等の確認

○ODXの推進

国・都の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施

初動期



○接種体制の準備

○接種体制の構築

・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種記録のシステムとの連携など接種体制の構築

○ワクチンの接種に必要な資材の確保

○特定接種

・区医師会・薬剤師会等の協力を得て、接種に必要な医療従事者を確保

○住民接種

・住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始

構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施するとともに、接種に関する情報提供を行う

対応期

○ワクチンや接種に必要な資材の供給

・ワクチンの流通・需要量・供給状況の把握、ワクチン等の使用実績等を踏まえたワクチンの割り当て量の調整、滞りや偏在等の発生時における地域間の融通等

○接種体制

・流行株が変異した場合の追加接種も想定し、医療機関と連携した接種体制の継続的な整備

○特定接種

○住民接種

○健康被害救済

・制度についての情報提供・申請受付け・申請予定者への相談等の実施

○情報提供・共有



第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、区民等の生命及び健康を保護し、区民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

1-1 研究開発の推進

1-1-1 ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

区は、都が支援する大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発について、必要に応じて協力する。また、区は、都が研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することについて必要に応じて協力することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【健康生きがい部】

1-2 ワクチンの供給体制

1-2-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

区は国の要請を受けて、区医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、都との連絡調整の方法及び役割分担について確認する。【健康生きがい部】

1-2-2 登録事業者の登録に係る周知

区は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。【健康生きがい部】

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるような接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【健康生きがい部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第1節 準備期

- ② 区は、区医師会・薬剤師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康生きがい部、総務部】

1-3-2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員については、所属する区を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち区民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、区は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。【健康生きがい部、総務部】

1-3-3 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び地域経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。

国は、住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることを踏まえ、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、区は、平時から以下の(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 区は、国等の協力を得ながら、区内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。【健康生きがい部】
- (イ) 区は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【健康生きがい部】
- (ウ) 区は、速やかに接種できるよう、区医師会・薬剤師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
【健康生きがい部、教育委員会事務局、総務部】

区の新型コロナ対応での具体例

初回接種のピーク時にコールセンターが機能するよう、保健所に区職員を動員するなどして対応にあたった。

1-4 ワクチンの接種に必要な資材

区は、次表を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【健康生きがい部】

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-5 情報提供・共有

1-5-1 区民等への対応

区は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について区公式ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、区民等の理解促進を図る。【健康生きがい部、政策経営部】

1-5-2 保健衛生以外の分野との連携

区は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び市内との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童・生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康生きがい部は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。【健康生きがい部、教育委員会事務局】

1-6 DX の推進

- ① 区は、区が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。【健康生きがい部、政策経営部】

区の新型コロナ対応での具体例

政府の方針として、「高齢者初回接種を令和3(2021)年7月末までに完了すること」「全国で1日あたり100万回の接種をめざすこと」が示された。

そのうえで、ワクチン接種のスピードが速い自治体に、多くワクチンを配分することとされた。

具体的には、VRS(ワクチン接種記録システム)に登録した接種回数を基に、接種実績が大きい自治体に対し、次回以降のワクチンをより多く配分するという方策が採られた。そのため、区は医師会と協議を重ね、国の方針をわかりやすく説明し、その結果、区内医療機関では接種実績のVRSへの登録を接種当日に行うことを徹底し、接種記録を遅れることなく反映させた。

また、接種開始当初の令和3年3月から5月に先行して接種した医療従事者用の予診票にはバーコードがついておらず、VRSの専用タブレット端末で読み取るのではなく、予診票を1枚ずつ見ながら、行政専用のインターネット回線を経由して登録する必要があった。

区では、保健所へ日毎に提出される予診票の手入力業務を行い、2か月ほどで約3万人(約6万回接種分)の医療従事者分の接種記録を登録した。

- ② 区は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることが

できない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

【健康生きがい部】

- ③ 区は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を区民等が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【健康生きがい部】

第2節 初動期

<目的>

区は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1 接種体制

2-1-1 接種体制の準備

区は、国からの新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、システム構築、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【健康生きがい部】

区の新型コロナ対応での具体例

新型コロナワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種として位置付けられ、厚生労働大臣の指示のもとで期間を指定し、区市町村を実施主体として開始された。迅速かつ確実な接種を実施するため、ワクチンの分配量・配送・接種実績を全国で一括管理する必要があったことから、国はクラウド上に情報伝達・共有を行うシステム「V-SYS(ワクチン接種円滑化システム)」を構築した。

このシステム上で、国が都道府県のワクチン分配量を決定し、都道府県が区市町村の分配量を、区市町村が各医療機関の分配量を決定し、各医療機関に配送するといった一連の管理が行われた。

区は、この国のシステムを使って、ワクチンの確保・配送・接種促進・接種実績の報告を行った。

2-1-2 接種体制の構築

区は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保のほか、接種記録のシステムとの連携など接種体制の構築を行う。【健康生きがい部、総務部】

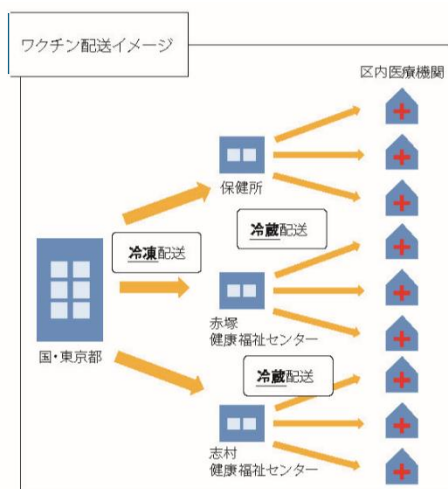
区の新型コロナ対応での具体例

ワクチン接種全体の流れは、「各医療機関・接種会場への分配量の決定」「各医療機関やコールセンターでの予約受付」「配送」「接種の実施」「接種実績の登録」「次のワクチン確保」となっている。

ワクチンの在庫と分配は、国が構築した「V-SYS」にて一括管理し、区市町村が接種会場の情報・各医療機関への分配量を登録し、卸業者が配送結果を登録することとなっていた。このシステムで、全国的なワクチン分配のコントロールが可能となった。

また、接種実績を登録するため、デジタル庁が「VRS」を構築し、区市町村と各接種会場に配備した。個別接種を含む各接種会場では、事前に配布された専用のタブレット端末を用いて、接種会場名・接種医師名・使用したワクチン等を登録するとともに、被接種者の接種券のバーコードを読み込むことで、即座にVRSに接種記録が登録される仕組みになっていた。

これにより、リアルタイムでシステムに各個人の接種記録が反映され、各区市町村の接種実績を把握できるようになった。



ワクチン配送イメージ

2-1-3 ワクチンの接種に必要な資材

区は、第7章第1節 1-4において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【健康生きがい部】

2-1-4 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、区は、区医師会・薬剤師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、

医療従事者の確保に向けて区医師会・薬剤師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。【健康生きがい部】

2-1-5 住民接種

- ① 区は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【健康生きがい部】
- ② 接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。必要に応じて、機動的な組織再編を図る。【健康生きがい部、総務部】

区の新型コロナ対応での具体例

令和2(2020)年12月17日、国は新型コロナワクチン接種の実施方針を明らかにした。ワクチン接種を、先行する医療従事者等には都道府県が、住民には区市町村が実施することになった。住民への接種は高齢者を優先するなど、3月下旬から国が示す優先順位に従って接種を進めることとなった。

そこで、ワクチン接種を迅速に進めるため、12月21日に保健所に「予防接種担当課長」を、令和3(2021)年1月29日に「ワクチン接種調整担当部長」を設置したうえで、予防接種担当課長を2名体制に増員(うち1名は、令和3年4月1日付で「ワクチン接種調整担当課長」に名称変更)。全体の進行管理と庁内調整を担う体制を構築し、円滑な接種の推進を図った。

区では 令和3年5月から住民向けのワクチン接種を開始し、保健所業務はさらにひっ迫の度合いを強めた。そこで、状況に応じて全庁を挙げた応援体制を組み、対応を図った。

- ③ 区は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、健康生きがい部と福祉部が連携して行う。【健康生きがい部、福祉部、総務部】
- ④ 区は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、区医師会・薬剤師会等、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保につ

いて協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・健康福祉センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。【健康生きがい部、教育委員会事務局、各部】

- ⑤ 区は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、当該施設への必要量のワクチンの優先的配送を行う。また、区社会福祉法人施設等連絡会や区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【健康生きがい部、福祉部】

区の新型コロナ対応での具体例

高齢者施設や福祉園などの障がい者の通所施設、入所施設に対しては、施設毎に接種希望を取りまとめ、必要な量のワクチンを施設もしくは提携医療機関へ優先的に配送し、一般区民に先行して令和3年4月20日から接種を開始した。

- ⑥ 区は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【健康生きがい部、総務部】

第3節 対応期

<目的>

区は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が区内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ① 区は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康生きがい部】
- ② 区は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、区に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。【健康生きがい部】
- ③ 区は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って区内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。【健康生きがい部】

3-2 接種体制

- ① 区は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康生きがい部】
- ② 区は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【健康生きがい部】

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の

提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、区は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康生きがい部、総務部】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 区は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に区において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康生きがい部】
- ② 区は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【健康生きがい部、総務部】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、区は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 区は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【健康生きがい部】
- ② 区が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。【健康生きがい部】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報いたばし等への掲載等、紙媒体による周知を実施する。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2-2-3 接種体制の拡充

区は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健康福祉センター等を活用した医療機関

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第3節 対応期

以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険所管部署等や区医師会・薬剤師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康生きがい部、福祉部、各部】

区の新型コロナ対応での具体例

接種機会の充実を図るため、令和 3(2021)年5月15日から、区が主体となり集団接種を実施した。接種会場には、区施設を活用し、中央図書館跡地や旧板橋第九小学校、旧蓮根高齢者在宅サービスセンターなど、その時点で使用していない施設を中心とし、その他の会場は、接種のピークに合わせて使用した。その他、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センターや高島平区民館を接種会場として運営した。

集団接種会場	運営期間			
	1・2回目 接種	3回目 接種	4回目 接種	R4 秋接種～
赤塚健康福祉センター	R3.5.15～ R3.8.1	—	—	—
志村健康福祉センター	R3.5.15～ R3.8.1	—	—	—
中央図書館跡地	R3.5.17～ R3.9.28	R4.2.1～R5.8.31		
高島平区民館	R3.5.17～ R3.6.30	R4.2.15～ R4.3.29	R4.7.21～ R4.8.29	—
旧板橋第九小学校	R3.5.18～ R3.10.31	—	—	—
旧蓮根高齢者在宅サービスセンター	R3.7.3～R4.8.28			—
志村コミュニティホール	R3.7.5～ R3.8.30	—	—	—
徳丸ふれあい館	—	R4.2.2～ R4.3.31	—	—
グリーンカレッジホール	—	R4.2.1～ R4.4.28	—	—
仲町地域センター	—	R4.2.7～ R4.4.30	—	—
下赤塚地域センター	—	R4.2.9～ R4.3.27	R4.7.22～ R4.8.14	—
東京ドーム (板橋区枠)	R3.10.4～ R3.11.18	R4.3.3～ R4.5.26	—	—

板橋区の集団接種会場とその運営期間

集団接種会場	協力医療機関
赤塚健康福祉センター	板橋区医師会、薬剤師会
志村健康福祉センター	板橋区医師会、薬剤師会
中央図書館跡地	愛誠病院、フリーランス
高島平区民館	日本大学医学部附属板橋病院、 高島中央総合病院、 フリーランス
旧板橋第九小学校	豊島病院、 日本大学医学部附属板橋病院
旧蓮根高齢者在宅サービスセンター	フリーランス、 帝京大学医学部附属病院、 愛誠病院
志村コミュニティホール	板橋中央総合病院
徳丸ふれあい館	フリーランス
グリーンカレッジホール	愛誠病院
仲町地域センター	帝京大学医学部附属病院、 豊島病院、フリーランス
下赤塚地域センター	フリーランス

板橋区の集団接種会場とその協力機関

(令和3年4月時点)

施設分類	施設数	入所者数	従事者数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	18	2,112	2,336
介護老人保健施設	9	1,123	845
介護療養型医療施設・ 介護医療院	5	394	383
特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム、ケアハウス)	57	2,743	1,948
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	27	404	396
都市型軽費老人ホーム	7	60	19
サービス付き高齢者向け住宅	25	770	394
合計	148	7,606	6,321

接種を実施した区内の高齢者施設

3-2-2-4 接種記録の管理

区は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康生きがい部】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は区となる。【健康生きがい部、総務部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた区市町村とする。【健康生きがい部】
- ③ 区は、予防接種健康被害救済制度について、予診票送付時や区公式ホームページを通じて被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行うおうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康生きがい部】

3-4 情報提供・共有

- ① 区は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について区民等への周知・共有を行う。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。【健康生きがい部、政策経営部】
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、区は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【健康生きがい部、政策経営部】

3-4-1 特定接種に係る対応

区は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、提供する。【健康生きがい部、政策経営部】

3-4-2 住民接種に係る対応

区は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第7章 ワクチン

第3節 対応期

のような状況が予想される。

- ・新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ・ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- ・ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- ・平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

区はこれらを踏まえ、広報にあたっては、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性、安全性についての情報、接種時期や方法などについて、分かりやすく伝える。【健康生きがい部、政策経営部】

第8章 医療

計画のポイント

- ◆ 感染症危機において感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して医療を提供できる体制を整備するとともに、研修・訓練等を実施する
- ◆ 感染症危機には、感染症医療の提供体制の確保に協力し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、区民等の生命及び健康を保持する

第8章 医療

準備期

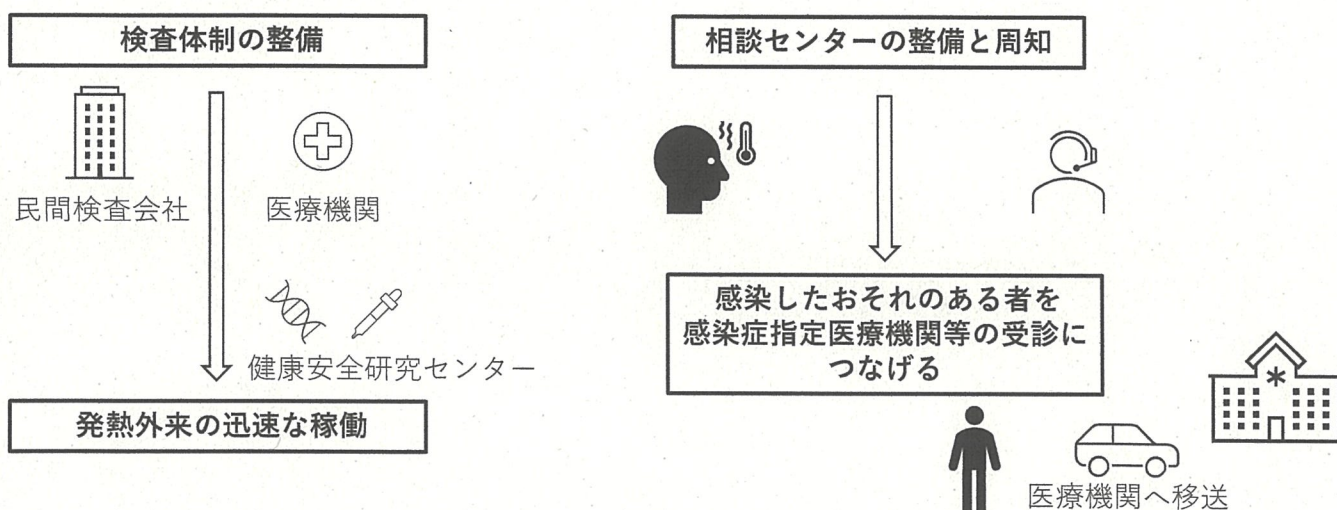
都が有事に関係機関と連携して実施する 医療提供体制構築への協力

- 都が構築する医療提供体制に協力
- 予防計画及び医療計画に基づく医療供給体制の整備
- 平時から訓練や研修を実施
- 東京都感染症対策連携協議会等と協議し、予防計画の策定・見直し



初動期

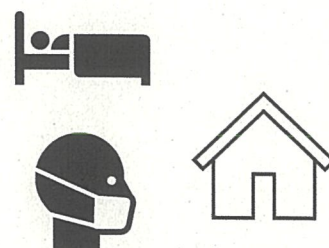
都や医療機関等と連携し、相談・受診から 入退院までの流れを迅速に整備



対応期

初動期に引き続き、都や医療機関等と連携し、 患者に適切な医療が提供できるよう対応

- 流行初期
 - ・医療機関等と適切に連携し、入院調整を行い患者を移送
 - ・相談センターの強化
- 流行初期以降
 - ・自宅療養及び宿泊療養等における支援
 - ・相談センターの強化
- ワクチン治療薬等による対応力が高まる時期
 - ・有症状者は相談センターを経ることなく、発熱外来を受診
- 基本的な感染症対策に移行
 - ・通常の医療提供体制に段階的に移行



第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源(医療人材や病床等)には限界があることを踏まえつつ、都が平時において予防計画及び医療計画に基づき、医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、区は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた会議やその他メール等による情報共有、東京都感染症対策連携協議会の活用等を通じて、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

1-1 基本的な医療提供体制

都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。区は、下記 1-1-1 の相談センターを開設する役割を担う。【健康生きがい部】

1-1-1 相談センター

区は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。相談件数の増加に応じて、相談センターの電話回線の増設など体制の拡充を図る。【健康生きがい部】

区の新型コロナ対応での具体例

国の求めに応じ、発熱、咳などの呼吸器症状がある方からの相談を受け付ける相談窓口として「板橋区帰国者・接触者相談センター」を保健所内に設置した。その後、「新型コロナ受診相談窓口」へ改称して専用ダイヤルを開設し、区民からの相談件数の増加に応じて回線を増設して対応した。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第8章 医療

第1節 準備期

1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ② 都は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行う。また、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等を事前に検討し、あらかじめ新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた宿泊療養施設の施設運営に関するマニュアルを作成する。

1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

区は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【健康生きがい部】

1-4 東京都感染症対策連携協議会等の活用

区は、東京都感染症対策連携協議会等において関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画を策定・変更する。【健康生きがい部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から区民等の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

区は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保に協力する。また、国等から提供・共有された情報や要請を基に、都や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。さらに、区民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、区民等が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

2-1 医療提供体制の確保等

区は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、東京都健康安全研究センターや、都と感染症法に基づく措置協定を締結した区内医療機関や民間検査機関を活用した検査体制を速やかに整備する。【健康生きがい部】

2-2 相談センターの整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。【健康生きがい部】
- ② 症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、区民等に周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する。【健康生きがい部、政策経営部】
- ③ 区は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。【健康生きがい部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、区民等の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、区民等が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、区は、初動期に引き続き、国及び都等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

区は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、区民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。【健康生きがい部】

3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1 流行初期

3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に関係機関と入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康生きがい部】

3-2-1-2 相談センターの強化

- ① 区は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。【健康生きがい部】
- ② 区は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、区民等に周知を行う。【健康生きがい部、政策経営部】

- ③ 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、区民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。【健康生きがい部】

3-2-2 流行初期以降

3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に関係機関と入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康生きがい部】
- ② 区は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制の確保に努める。【健康生きがい部】

3-2-2-2 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

区は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、区民等に対して周知する。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、区は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【健康生きがい部】

第9章 治療薬・治療法

計画のポイント

- ◆ 国やJIHSと緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供
- ◆ 治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関と調整し、必要な患者に公平に届くことを目指す

第9章 治療薬・治療法



治療薬・治療法の情報を速やかに医療機関等に提供できるよう、体制を確認

準備期

○治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

- ・医療機関等が有効な治療薬・治療法の情報を早期に入手・活用できるよう、平時から国・JIHS・医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認



医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、適切な使用等を要請

初動期

○医療機関、区民等への情報提供・共有

- ・最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や区民等に対して迅速に提供・共有

○治療薬の適正使用等

- ・医療機関や薬局に対し、治療薬の適切使用の要請及び過剰発注防止等の適正対応を指導
- ・必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を要請



区民に対し、治療法や治療薬に関する正確な情報を分かりやすく発信

対応期

○国による研究開発動向等の情報収集及び共有

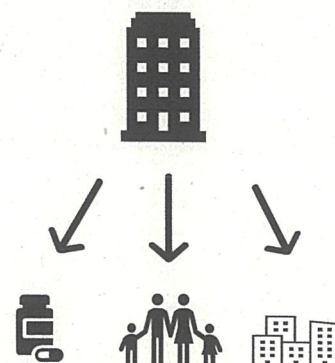
- ・国等が行う新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法に関する情報や臨床情報の収集に協力
- ・国や都による情報収集や分析等から得られた知見を関係機関等で共有し、双方向で情報共有

○治療薬・治療法の活用

- ・区民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性の正確な情報、対応可能な医療機関等の情報等を分かりやすく発信

○治療薬の流通管理

- ・医療機関や薬局に対し、引き続き、治療薬の適正使用を要請



第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。

区は、国、都及びJIHSと緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。

1-1 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-1-1 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

区は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、区内の大学等の研究機関や感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。また、区は、都が感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することについて協力し、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。【健康生きがい部】

1-2 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

1-2-1 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時に、国、都及びJIHSが示す情報等に基づき感染症指定医療機関や協定締結医療機関等をはじめ当該感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、また、活用できるよう、平時から国、都及びJIHS並びに医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認する。【健康生きがい部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

2-1 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-1-1 医療機関及び区民等への情報提供・共有

区は、国、都やJIHS等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有する。【健康生きがい部】

2-1-2 治療薬の適正使用及び適正な発注等の指導

区は、国の通知等を踏まえ、区内の医療機関や薬局に対し、治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、過剰な量の発注・購入を行わないこと等、適正な対応を指導する。【健康生きがい部】

2-2 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

区は、国や都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力する。

区は、国や都の通知を踏まえ、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザ薬を適切に使用するよう要請する。【健康生きがい部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

3-1 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、国は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含めた対応を行い、区も都と連携して可能な限り協力に努める。【健康生きがい部】

3-1-1 国による研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

区は、区内の関係機関とともに、国や都が実施する新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法に関する情報や臨床情報の収集に協力する。

また、国や都による情報収集や分析等から得られた知見を医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。【健康生きがい部】

3-1-2 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

区は、国や都が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力に努める。【健康生きがい部】

3-2 治療薬・治療法の活用

3-2-1 治療薬・治療法の開発後の対応

区は、区民等が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、区民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信し、必要に応じて専用コールセンター等の設置を行うなど、区民等への丁寧な情報提供に努める。

また、治療薬・治療法の普及状況に応じて、都と連携し、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行うなど、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制を

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第9章 治療薬・治療法

第3節 対応期

整える。

なお、新型インフルエンザ等の罹患後、感染性が消失してからも様々な症状(罹患後症状、いわゆる後遺症)に悩む方が数多く存在する可能性があることから、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、東京iCDC等の協力を得ながら医療機関等と連携し対応していく。【健康生きがい部】

3-2-2 医療機関等及び区民等への情報提供

区は、引き続き、国、都やJIHS等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医療機関や薬局のほか、医療従事者等、区民等に対して迅速に提供する。【健康生きがい部】

3-2-3 治療薬の流通管理

区は、引き続き、国や都と連携し、区内の医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。【健康生きがい部】

3-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエンザの場合)

国は都と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。【健康生きがい部】

第10章 検査

計画のポイント

- ◆ 平時から都及び民間検査機関等の検査体制を把握
- ◆ 新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備
- ◆ 病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、検査実施の方針を適時にかつ柔軟に変更し、検査体制を見直し

第10章 検査



準備期

平時から都と連携し、都及び民間検査機関等の検査体制を把握

○検査体制の整備

・予防計画に基づく検査体制の整備、都の措置協定締結機関等における検査実施能力の把握

○訓練等による検査体制の維持及び強化

・区内医療機関や都との協力による有事を想定した搬送の研修や訓練の実施

○研究開発支援策の実施等



初動期

検査センターの開設や運営委託などを検討し、速やかに検査体制を立ち上げる

○検査体制の整備

・検査体制充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認

・速やかな検査体制を立ち上げ

○研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

・国・JIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、医療機関等を通じた臨床研究への協力



対応期

国の方針や区内の感染状況・検査需要等を踏まえ、検査体制等を適時拡充・見直し

○検査体制

・都の検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関への協力要請、検査委託や検査会場の拡充を検討

○研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

○診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

○リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し



第1節 準備期

<目的>

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制について適宜、予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。

1-1 検査体制の整備

区は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センターと連携した検査体制を整える。

区は、医療機関等において、検体の採取を行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。

また、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制及び検査実施能力の確保状況について、都を通じて把握する。【健康生きがい部】

1-2 訓練等による検査体制の維持及び強化

区は、区内医療機関や都と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【健康生きがい部】

1-3 研究開発支援策の実施等

区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。

第2節 初動期

<目的>

区内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

2-1 検査体制の整備

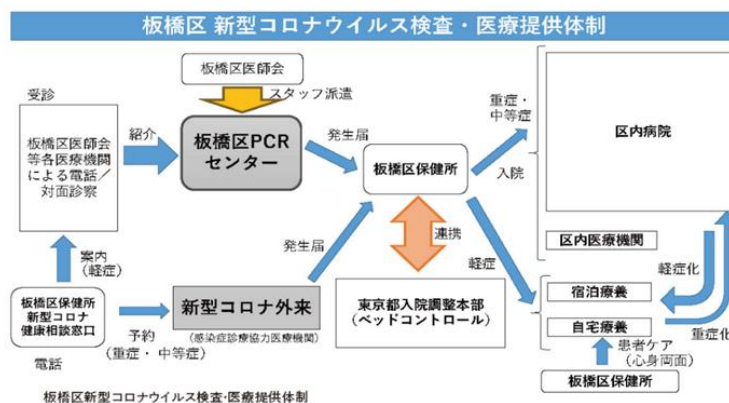
都は、国からの要請を受けて、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、東京都健康安全研究センター等や都の検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。

区は、予防計画に基づき、都の措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を、都からの情報により確認し、速やかに検査体制を立ち上げる。【健康生きがい部】

なお、区は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。【健康生きがい部】

区の新型コロナ対応での具体例

急増するPCR検査の需要に対応するため、区は「板橋区PCRセンター」を開設した。センターの運営は板橋区医師会へ委託し、週に2～3日のPCR検査（検体採取）を実施。区内医療機関が実施するPCR検査と合わせて、1日100件程度の検査ができる体制を整備した。



2-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

3-1 検査体制

- ① 区は、区内の検査需要への対応能力を向上するため、都の検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査需要に対応できる検査体制を構築する。必要に応じて、検査数増加に対応できるよう、民間検査機関への検査委託や検査会場の拡充を検討する。

区の新型コロナ対応での具体例

区内で採取した感染の疑いのある方の検体について、当初より東京都健康安全研究センターへ検査依頼を行っていたが、検査数の増加に伴い、結果の判定までに日数を要していた。そこで、区は、民間検査機関に検査を委託することにより、判定に要する日数の短縮を図った。これにより、最短で翌日に検査結果が判定できるようになり、迅速かつ適切な医療・感染症対策を行うことが可能となった。

感染急拡大に伴い、東京都はPCR検査の無料化事業を開始したことを受け、区は、都が実施している「PCR 等検査無料化事業」の登録事業者に対して、新たに区の公共施設を提供することで、区民向けの無料のPCR検査会場の拡充に協力した。板橋区PCRセンターの廃止以後、区の施設で実施されるPCR検査は、これらのPCR検査会場で行われた。

会場は「高島平PCR検査センター(旧高島第七小学校)」、「蓮根PCR検査センター(旧植村冒険館)」及び「常盤台PCR検査センター(旧板橋土木事務所)」であり、また、「高島平PCR検査センター」は高島平駅西口自転車駐車場横に会場を変更して実施した。いずれの検査会場も廃止施設等を活用し、人の交差などを極力避けることで、検査を受ける方や近隣住民の安心安全に配慮した。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第10章 検査

第3節 対応期



PCR検査センターの入り口



ビニールカーテンで仕切られた HEPA
フィルタ簡易陰圧室構造の検査室



高島平PCRセンター（旧高島第七小）



蓮根PCRセンター（旧植村冒険館）

会 場	高島平PCR検査センター 【旧高島第七小学校】	蓮根PCR検査センター 【旧植村冒険館】	常盤台PCR検査センター 【教育科学館横 新常盤児童遊園】	高島平PCR検査センター 【高島平駅西口自転車駐車場横】	常盤台PCR検査センター 【旧板橋土木事務所】
場 所	高島平三丁目13番3号	蓮根二丁目21番5号	常盤台四丁目14番1号	高島平八丁目2番1号	常盤台三丁目27番1号
事業期間	令和4年2月4日～ 令和4年4月24日（80日間）	令和4年2月8日～ 令和5年3月31日（417日間）	令和4年7月21日～ 令和5年3月31日（243日間）	令和4年7月15日～ 令和4年8月31日（48日間）	令和4年2月21日～ 令和4年3月21日（29日間）
実施時間	〔平・土日祝〕 11:00～17:00	〔平・土日祝〕 9:30～13:00、14:00～16:30	〔平・土日祝〕 10:00～16:30	〔平・土日祝〕 12:00～18:30	〔平・土日祝〕 11:00～17:00
受付方法	事前予約制・当日予約制	事前予約制のみ	事前予約制・当日予約制	事前予約制・当日予約制	事前予約制・当日予約制
総検体（1日平均）	4,097件（51件）	23,310件（56件）	13,722件（56件）	6,220件（129件）	1,641件（57件）
陽性件数（陽性率）	349件（8.5%）	1,976件（8.5%）	1,702件（12.4%）	859件（13.8%）	183件（11.2%）

公共施設を活用したPCR検査センターの実績

- ② 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。区は、その確保状況を把握し、適切に対応する。【健康生きがい部】

3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

区は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。【健康生きがい部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第10章 検査

第3節 対応期

3-3 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

区は、厚生労働省が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について関係者に周知し、円滑に活用できるよう協力する。【健康生きがい部】

3-4 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

区は、区民生活・地域経済との両立を目的とする検査の利活用について、国が示す検査実施の方針を踏まえて、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮する。【健康生きがい部】

第11章 保健

計画のポイント

- ◆多様な関係機関と保健所の連携体制を構築し、人材確保・組織体制の整備を行う。
- ◆感染症予防計画や健康危機対処計画等に基づき、必要な体制を確保し、区民の生命及び健康を保護する。
- ◆感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた対策を講じる。



第11章 保健



保健所等の連携体制を構築、人材確保・組織体制の整備

準備期

- 研修・訓練等を通じた人材育成及び応援職員等の人材確保と連携体制の構築
- DXの推進(ICT)、外部委託の活用
- 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション



予防計画・健康危機対処計画等に基づく 感染症有事体制への移行準備

初動期

- 区民への情報提供・共有体制の構築（コールセンターの設置等）
- 区内で疑似症患者の感染が確認された場合の対応（感染症法に基づく疫学調査の実施等）



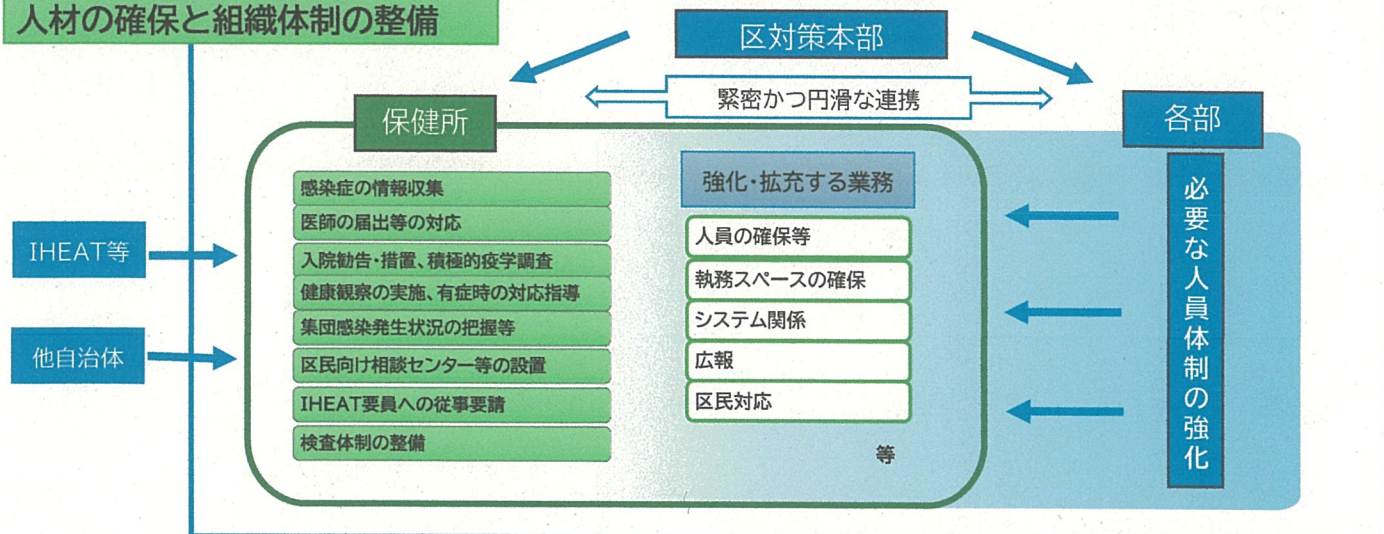
予防計画・健康危機対処計画等に基づく 求められる業務に必要な体制の確保

対応期

- 主な対応業務の実施
(医療機関等と連携した相談対応、検査、積極的疫学調査、入院・宿泊療養調整、移送、健康観察等の実施)
- 区民等への情報提供・共有
- 感染状況に応じた取組(検査体制の拡充等)
 - ・ 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し
 - ・ 国からの要請を踏まえた有事体制の段階的な縮小の実施



保健所体制強化のため 人材の確保と組織体制の整備



第11章 保健

第1節 準備期

<目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や区医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。

区は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染症有事に保健所がその機能を果たすことができるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や区民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 人材の確保・組織体制の整備

区は、流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、保健師OB・OG、本庁等からの応援職員、IHEAT、他自治体からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。また、保健所体制強化のための組織改正を必要に応じて実施する。【健康生きがい部、総務部】

区の新型コロナ対応での具体例

急増する新型コロナ患者に対応するため、保健所の体制強化が急務となった。そこで、組織改正を含め、職員の兼務発令や他部署からの応援、保健師OB・OGによる業務支援等、あらゆる方策にて対応を図った。

感染症対策業務を担う予防対策課感染症グループは当初、保健師の係長のもと、保健師、診療放射線技師、事務職で構成されていたが、業務の増加により、課内の他グループの保健師3名や、保健師OB・OGによる業務支援対応を図ったほか、部内保健師6名の兼務発令等により人員体制を強化した。

また、同グループを保健師と診療放射線技師により構成する「感染症相談指導グループ」と、事務職により構成する「感染症事務グループ」に分けることにより、積極的疫学調査や健康観察、相談対応などの専門職の業務と、患者情報管理や入院医療費公費負担などの事務業務の役割分担を明確化し、それぞれの機能を強化した。

●事務職による応援

急増する新型コロナ患者情報のシステム入力や、新型コロナ患者向け SMS 送信業務等に対し、保健所に区職員を動員して対応した。

●保健師等の専門職による応援

感染の拡大状況に合わせ、新型コロナ患者に対する積極的疫学調査や健康観察、区民からの相談対応等に対し、専門職による応援により柔軟に対応した。

1-1-1 外部の専門職(IHEAT 等)等の活用

- ① 区は、IHEAT の運用の主体として、IHEAT 要員の確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先がある IHEAT 要員については支援が円滑に実施されるよう所属機関との調整等を行う。さらに、保健所における受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。【健康生きがい部】
- ② 区は、IHEAT 要員等外部の専門職に関する募集や広報を、特に、地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。【健康生きがい部】
- ③ 区は、健康危機発生時に速やかに IHEAT 要員等の支援を受けることができるよう、IHEAT 要員等の受入体制を整備する。また、IHEAT 要員等の確保及び IHEAT 要員等に対する研修・訓練を行う。【健康生きがい部】

1-1-2 受援体制の整備

保健所は、感染症有事体制を構成する人員のリスト及び感染症有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。【健康生きがい部】

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 区は、国からの要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【健康生きがい部】
- ② 都は、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定を締結している医療

機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。区は、その確保状況を把握する。

- ③ 保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。業務継続計画の策定に当たっては、感染症有事における区の業務を整理するとともに、円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。加えて、業務継続計画の作成にあたって行う業務の優先度の整理については、各業務の縮小・延期・停止が住民の生活や安全確保に与える影響や、縮小・延期・停止することにより法令違反となる可能性の有無等を踏まえて行う。【健康生きがい部、各部】

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1 研修・訓練等の実施

- ① 区は、国からの要請を受けて、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【健康生きがい部】

- ② 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所の人材育成に努める。また、保健所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【健康生きがい部】

（ア）保健所の感染症有事体制の構成人員に対する研修・訓練

区は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT 要員、他自治体からの応援派遣等）が受講できるよう、研修・訓練（特に実践型訓練）を実施する。

保健所の感染症有事体制を構成する人員を対象とした実践型訓練においては、初動対応（外部人材も含んだ参集、チームビルディング、指揮命令系統の確立等）の訓練、感染症業務訓練（相談対応、積極的疫学調査、移送、検体搬送、個人防護具着脱等の実技等）、情報連絡訓練、ICT 利活用に関する訓練等を行う。

区は、東京都健康安全研究センターにおいて実施している実地疫学調査研修等に、保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する研修等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図る。さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を行う。

【健康生きがい部】

（イ）保健所の感染症有事体制の構成人員である IHEAT 要員に対する研修・訓練

区は、区へ支援を行う IHEAT 要員等に対し、実践的な訓練を含む研修を受講させる。また、区が実施する研修を受講した IHEAT 要員等に対し、国や

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

都が実施する感染症の高度な研修等への受講を促す。【健康生きがい部】

- ③ 区は、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない組織横断的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

1-3-2 多様な主体との連携体制の構築

区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所のみならず、都内の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、東京都感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、区は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、区が作成する区行動計画及び区健康危機対処計画、並びに都が作成する医療計画及び都予防計画との整合性の確保を図る。

また、感染症有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となる。区は、都が協定を締結した民間宿泊事業者等の情報収集をしながら地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【健康生きがい部】

1-4 保健所の体制整備

- ① 区は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備・執務環境等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や他の自治体の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。【健康生きがい部、総務部】



移設した予防対策課窓口



多忙を極める事務室

区の新型コロナ対応での具体例

区における感染症対策業務の中心は、保健所の「予防対策課感染症グループ」であった。令和2(2020)年4月に、「感染症グループ」を増員したことをはじめ、10月9日には保健師職による「感染症相談指導グループ」と事務職による「感染症事務グループ」に細分化するなど、感染拡大の状況等を踏まえ、迅速かつ的確な対応を図るため、柔軟に機能強化に取り組んだ。

また、感染の拡大期には、庁内の応援職員や派遣職員の受け入れなどにより、職員を増員して業務にあたった。保健所の体制強化による、主なレイアウト変更の流れは以下のとおりである。

- 保健所3階の予防対策課事務室に「新型コロナ受診相談窓口」のスペースを確保。都派遣職員の受け入れに備え、事務室内のレイアウトを変更。
- 応援職員受け入れのため、予防対策課の一部を保健所4階「こころの健康ミーティングルーム」に移設。
- 予防対策課全体の職員増に対応するため、保健所3階の生活衛生課の一部を7階に移設し、3階の予防対策課執務スペースを拡張。
- 保健所3階の生活衛生課を5階に移設し、3階全てを予防対策課の執務スペースに拡張。
- 応援職員受け入れのため、保健所地下講堂、4階「こころの健康ミーティングルーム」・「栄養室」に予防対策課の執務スペースを拡張。
- 応援職員受け入れのため、保健所地下講堂、4階「栄養室」、区役所本庁舎南館4階の「災害対策室」に予防対策課の執務スペースを拡張。(応援職員の減に伴い、地下講堂と「災害対策室」の使用を終了)
- 応援・派遣職員受け入れのため、保健所地下講堂、区役所本庁舎「災害対策室」に感染症対策課の執務スペースを拡張。(応援職員の減に伴い、「災害対策室」及び地下講堂の使用を終了)

- ② 区は、予防計画において、保健所の体制整備に関する事項として、病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項、感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項等を記載し、数値目標として、検査の実施件数、保健所職員等の研修・訓練回数、保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能な IHEAT 要員の確保数(IHEAT 研修受講者数)を記載する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。また、訓練結果の評価を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行うとともに、保健所の感染症有事体制を構成する人員については、平時から対象人員のリストを作成しておき、定期的に点検・更新を行う。【健康生きがい部】

- ④ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。区は平時より健康安全研究センター等と連携した検査体制を整備する。
- ⑤ 東京都健康安全研究センター等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、都及び区と協力して検査体制の維持に努める。区は、その状況を把握し、適切に対応する。
- ⑥ 区は、平時から東京都健康安全研究センターと協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
- ⑦ 国、JIHS、都、区は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。
- ⑧ 区は、都と連携し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。
- ⑨ 区は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ国や都に情報提供・共有を行う体制を確認する。
- ⑩ 区は、国及び JIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

1-5 DX の推進

区及び保健所は、感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康観察(本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む。)や、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等による医療機関の病床の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から研修・訓練等に

より活用方法を習得しておく。【健康生きがい部】

1-6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、国や都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、区民等に対して情報提供・共有を行う。また、区民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした区民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事に速やかに感染症情報の区民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【健康生きがい部、政策経営部】
- ② 区は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である区民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、区民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【健康生きがい部、政策経営部】
- ③ 区は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【健康生きがい部】
- ④ 区は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【健康生きがい部、子ども家庭部、区民文化部、福祉部、教育委員会事務局】
- ⑤ 保健所は、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【健康生きがい部】
- ⑥ 保健所に寄せられる区民等の相談は、感染症危機の発生を探知する契機となることも少なくないことから、保健所は、平時から区民等からの相談に幅広く応じることを通じて、情報の探知機能を高める必要がある。【健康生きがい部】
- ⑦ 区は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供することが重要である。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していくことが重要である。【健康生きがい部】

第2節 初動期

<目的>

初動期は区民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

区が定める予防計画並びに健康危機対処計画等に基づき、保健所が、感染症有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、区民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 感染症有事体制への移行準備

- ① 区は、国からの要請や助言を受けて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数)への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の(ア)から(オ)までの対応に係る準備を行う。【健康生きがい部】
 - (ア) 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応(入院勧告・措置や積極的疫学調査等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)
 - (イ) 積極的疫学調査等による、集団感染(クラスター)の発生状況の把握
 - (ウ) IHEAT 要員に対する区が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請
 - (エ) 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - (オ) 都と医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備への協力
- ② 区は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、市内や都からの応援、IHEAT 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【健康生きがい部、総務部】
- ③ 区は、健康危機対処計画に基づき、市内や都と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染

症有事体制への移行の準備を進めるとともに、国及び都と連携して感染症の情報収集に努める。【健康生きがい部】

- ④ 区は、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【健康生きがい部】
- ⑤ 区は、国及び JIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康生きがい部】
- ⑥ 区は、国内外での発生状況を考慮しつつ、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、感染症有事体制への移行準備を行う。【健康生きがい部、各部】
- ⑦ 区及び保健所は、感染症有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。【健康生きがい部、各部】

(確認項目の例)

- (ア) 業務継続計画の内容及び業務継続計画に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務
- (イ) 東京都感染症対策連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目
 - a 入院調整の方法
 - b 保健所体制
 - c 検査体制・方針
 - d 搬送・移送・救急体制
- (ウ) 各業務(相談対応・検査等)の実施体制の構築手順(一元化や外部委託の手順を含む。)

2-2 区民等への情報提供・共有の開始

- ① 区は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関等への受診につながるよう周知する。【健康生きがい部】
- ② 区は、国や都が設置した公式ホームページや Q&Aの周知、区民向けのコールセンターの設置等を通じて、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【健康生きがい部、政策経営部】

2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に区内で感染が確認された場合の対応

区は、政府行動計画第3部第3章第2節(「サーベイランス」における初動期)2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第2節 初動期

生等の公表前に区内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【健康生きがい部】

- ① 区は、国や都からの通知があった時は、速やかに区内の医療機関に対して、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合は疑似症の届出を行うよう通知する。【健康生きがい部】
- ② 区は、区内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに国や都に報告するとともに、当該医療機関への検体提出の要請あるいは保健所における検体採取により、検体を確保する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、疑似症の届出に関して報告をした際、都からの検体提出の要請があった場合には、それに応じて検体を送付する。【健康生きがい部】
- ④ 区は、疑似症患者を把握した場合、都と互いに連携して、JIHSが示す指針等に基づき、当該患者に対して積極的疫学調査を行う。また、感染が確認された場合の区民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいても、互いに連携して対応するとともに、区民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する必要がある。【健康生きがい部】

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、区が定める予防計画並びに健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、区が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、区民等の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 感染症有事体制への移行

- ① 区は、庁内や他自治体の応援職員や IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。【健康生きがい部、総務部】
- ② 区は、IHEAT 要員への支援の要請については、IHEAT 運用支援システム(IHEAT.JP)を用いて行い、要請の際には、IHEAT 要員に対し、支援が必要な期間、活動場所及び業務内容等を提示する。また、IHEAT 要員への要請を行う際に、IHEAT 要員の本業の雇用主等に対し要請に必要な調整を行う。【健康生きがい部】
- ③ 区は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康生きがい部】

3-2 主な対応業務の実施

区は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。【健康生きがい部】

3-2-1 相談対応

- ① 区は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。【健康生きがい部】
- ② 区は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、区民等に広く周知

する。【健康生きがい部、政策経営部】

3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、国の方針に沿った実施範囲の検査を行う。【健康生きがい部】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都および保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。区は、その状況を把握し、適切に対応する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで)において、検査体制の立ち上げを行う。【健康生きがい部】
- ④ 区は、国や都が決定した検査実施の方針や、地域の流行状況等の実情を踏まえるとともに、予防計画に基づき検査体制を拡充するため、東京都健康安全研究センターや都の検査等措置協定締結機関等における検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握する。【健康生きがい部】

3-2-3 積極的疫学調査

- ① 区は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査)や濃厚接触者等の特定(前向き積極的疫学調査)を行うため、保健所において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。【健康生きがい部】
- ② 区は、保健所において積極的疫学調査を通じて集団感染(クラスター)への対策等を行うにあたって、必要に応じて、都の実地疫学調査チーム等への派遣や相談、及びJIHSに対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【健康生きがい部】

3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-MIS)等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合は、区は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国や都及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康生きがい部】
- ② 入院先医療機関への移送に際しては、準備期において東京都感染症対策連携協議会等を通じて事前に協議した内容等に基づき、都及び区は関係機関(民間救急事業者等)による移送の協力を依頼する。【健康生きがい部】

3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 区は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【健康生きがい部】
- ② 区は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。【健康生きがい部】
- ③ 区は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【健康生きがい部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。【健康生きがい部】
- ⑤ 区は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、必要に応じて外部委託によ

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

る架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。【健康生きがい部】

3-2-6 健康監視

区は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。【健康生きがい部】

3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 区は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、区民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。【健康生きがい部、各部】
- ② 区は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有にあたって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【健康生きがい部、子ども家庭部、区民文化部、福祉部、教育委員会】

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 区は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センター等の感染症有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。
また、区は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内や都からの応援や IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。【健康生きがい部、総務部】
- ② 区は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や外部委託、都での業務の一元化等により、保健所における業務の効率化を推進する。【健康生きがい部】
- ③ 区は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【健康生きがい部】
- ④ 区は、感染症有事体制への切替え、構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【健康生きがい部】

- ⑤ 区は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康生きがい部】

3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 区は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や都の検査等措置協定締結機関等における検査体制の拡充に協力する。【健康生きがい部】
- ② 東京都健康安全研究センターは、国の検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
- ③ 区は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【健康生きがい部】

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 区は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、庁内や都からの応援や IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。【健康生きがい部、総務部】
- ② 引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都での業務の一元化に協力するとともに、区は外部委託等による業務効率化を進める。【健康生きがい部】
- ③ 区は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国や都から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や保健所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の変更を適時適切に行う。【健康生きがい部】
- ④ 区は、自宅療養の実施にあたっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【健康生きがい部、危機管理部】

区の新型コロナ対応での具体例

新型コロナの感染再拡大時の迅速な対応や、感染症まん延時における所管業務の確実な執行のため、感染症業務に特化した感染症対策課を予防対策課から切り離して新設するなど、将来的な行政課題にも対応できる組織体制の構築を図った。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

区は、東京都健康安全研究センターから地域の変異株の状況分析等、必要な情報提供を受ける等、連携に努める。

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

区は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における感染症有事の体制・組織等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所での対応の縮小について、区民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。【健康生きがい部】

第12章 物資

計画のポイント

- ◆感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施
- ◆都や関連事業者と連携し、感染症対策物資の不足が見込まれる場合の必要量確保へ

第12章 物資

準備期

感染症対策物資等の備蓄

○ 感染症対策物資等の備蓄

・感染症対応業務にかかる、個人防護具等の備蓄(保健所)

○ 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

・都の医療措置協定締結医療機関は、個人用防護具を2か月分備蓄

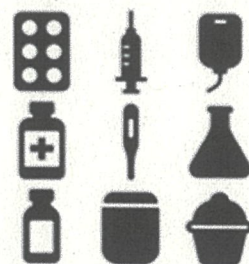


初動期

感染症対策物資の不足を見据えた確保に向けた取組

○ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

○ 円滑な供給に向けた準備



対応期

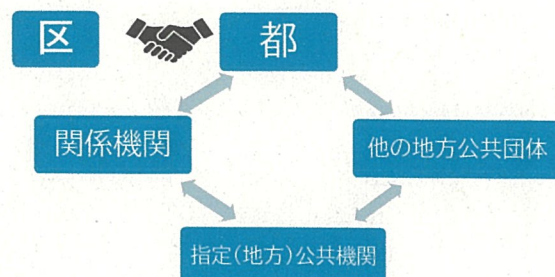
都が実施する取組に協力

初動期に引き続き感染症対策物資の不足を防ぐための取組を推進

○ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

○ 備蓄物資等供給に関する相互協力

○ 緊急物資の運送等



第1節 準備期

<目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、区は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 感染症対策物資等の備蓄

区は、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、区行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。個人防護具について、国や都が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。【健康生きがい部、危機管理部】

1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備えて、医療機関は都との医療措置協定締結により、個人防護具を平均的な必要量の2か月分備蓄することを求められている。区は、都の備蓄体制の確保に向けた取組を活用して備蓄に努めるよう、支援する。【健康生きがい部】
- ② 区は、区内の社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。【健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部】

1-3 物資及び資材の備蓄

- ① 区は、区行動計画に基づき、第12章第1節(「物資」における準備期)1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄に努める。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。【健康生きがい部、危機管理部】
- ② 区は、区民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康生きがい部、危機管理部】

第2節 初動期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、区は、有事に必要な感染症対策物資等を確保に努める。

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

区は、医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。【健康生きがい部】

2-2 円滑な供給に向けた準備

区は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や都、感染症対策物資等の生産・輸入・販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら、必要量の確保に努める。【健康生きがい部】

第3節 対応期

<目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民等の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、区は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 都は、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。
- ② 都は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請する。また、医療機関は、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。

3-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各部署、他の地方公共団体、指定(地方)公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める。

3-3 緊急物資の運送等

都は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

第13章 区民生活及び地域経済の 安定の確保

計画のポイント

- ◆区民や事業者等へ適切に情報提供し、必要な準備を勧奨する等、事業継続に向け準備
- ◆窓口の感染症対策や職員の勤務環境の改革推進及び区主催事業実施判断基準の決定
- ◆準備期での対応を基に、区民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を実施

第13章 区民生活・地域経済の安定の確保

区民生活の安定に向けた取組

区民支援策

行政手続きや支援金等の仕組みの整備

◆DXの推進



学校における学びの継続体制整備

◆オンライン学習 ◆分散登校



物資や資材の備蓄

◆マスクや消毒液等の衛生用品・食料品や生活必需品の備蓄の勧奨



高齢者・障がい者等への生活支援

◆見回り ◆介護 ◆訪問診療 ◆食事の提供などの生活支援



廃棄物(ごみ)を適切に処理できる体制の整備

◆国や都並びに産業廃棄物事業者と連携し、適切に処理を行い体制を整備



緊急物資運送の体制整備

◆国や都と連携した医薬品・食料品等緊急物資の流通や運送の確保



事業者の事業継続に向けた取組

事業継続支援策

経営の特設窓口設置

◆資金繰りや経営に関する中小企業向けの特別相談窓口の設置

事業活動影響に応じた施策

◆緊急特別融資等の対応体制の整備

各種助成金の支給

◆影響を受けた事業者を支援するための各種助成金等支給事業に係る財政上の措置

第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、区民等の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、区民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。区は、自ら必要な準備を行いながら、区民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部関係各所での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【危機管理部、健康生きがい部】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。【政策経営部、危機管理部、区民文化部、健康生きがい部、福祉部】

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

区は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう呼びかける。

なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。【産業経済部、総務部、危機管理部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保
第1節 準備期

1-3-2 学びの継続に関する体制整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校やオンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、学びの継続が可能となる体制の整備を行う。また、各学校は、国の通知に則り、地域の実態に合わせた形態で、学びの遅れが生じないように努める。【教育委員会事務局】

1-3-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。【産業経済部、危機管理部】

1-3-4 物資及び資材の備蓄

- ① 区は、本行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄に努める。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【健康生きがい部、危機管理部、関係部】

- ② 区は、区民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康生きがい部、危機管理部、関係部】

1-3-5 生活支援を要する者への支援等の準備

区は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し、要配慮者を把握するとともに、その具体的手続を検討する。【福祉部、健康生きがい部】

1-3-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

都は、都内の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際、区は必要な協力を行う。

また、都は、区と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を収容できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備と必要な物資等の確保に努める。【健康生きがい部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保
第1節 準備期

1-3-7 その他必要な体制の整備

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、国が策定したガイドラインについて、適宜、情報共有を図る。【資源環境部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、区民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、区民や事業者等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨を行う。

事業者に対しては、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請のほか、国の情報や発生状況、区への対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力をはじめ、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど、速やかに対応を行い、区民生活及び地域経済の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等

- ① 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【産業経済部、総務部、危機管理部】
- ② 区は、事業者への支援として、資金繰りや経営に関する中小企業向けの特別相談窓口の設置準備や新型インフルエンザ等により事業活動への影響に対応する対策チームの立ち上げ等を検討する。【産業経済部】

区の新型コロナ対応での具体例

中小企業診断士が無料に対応する専用相談窓口の新設や板橋区立企業活性化センター経営改善チーム・コロナ対策チームの立ち上げ、緊急特別融資(利子補給の優遇加算措置)を実施した。

- ③ 区は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【産業経済部、危機管理部】

2-2 区民生活への配慮

- ① 区は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策として、窓口への飛沫防止パーテーションの設置やソーシャルディスタンスを確保するためのサイン表示等の感染対策を段階的に実施・準備し、庁舎内の感染リスクの低減に努める。併せて、テレワークの導入や時差出勤の推奨などによる職員の勤務環境の改革を推進し、区民サービスの維持向上を図る。【総務部、関係部】

区の新型コロナ対応での具体例

区役所の窓口への飛沫防止パーテーションの設置やソーシャルディスタンスを確保するためのサイン表示等の感染対策を実施した。また、テレワークの導入や時差出勤の推奨、ペーパーレス化の推進をはじめとする取組を積極的に行い、感染拡大の防止と業務継続性の確保の両立を目指した。

- ② 区は、区立施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び区が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備、イベントの中止・延期の検討を行う。検討にあたっては、区対策本部会議において、区主催事業等の実施判断基準を決定し、各所管課における基準を明確にすることにより、適切な感染防止策と社会経済活動のバランスを図る。【危機管理部、健康生きがい部、関係部】

区の新型コロナ対応での具体例

健康危機管理対策本部会議において区主催事業等の実施判断基準を決定し、その後の感染状況や新型コロナの感染症法の取扱状況を踏まえ、基準の見直しを行った。

- ③ 区は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【関係部】
- ④ 区は、高齢者や障がい者等の要配慮者への支援をはじめ、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。【福祉部、健康生きがい部、資源環境部】

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する区民等及び事業者への呼びかけ

区は、区民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保
第2節 初動期

との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【政策経営部、産業経済部】

2-4 遺体の火葬・収容

- ① 区は、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。【健康生きがい部】
- ② 区は、都からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう都と連携して準備を行う。【健康生きがい部】

2-5 その他必要な施策の実施

区は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定したガイドラインに準じて、廃棄物を適切に処理する。【資源環境部】

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、区民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、区民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、区民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

3-1 区民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する区民や事業者等への呼びかけ

- ① 区は、区民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【政策経営部、産業経済部】
- ② 区は、生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食料、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。【産業経済部】

3-1-2 心身への影響に関する施策

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【健康生きがい部、子ども家庭部、教育委員会事務局】

3-1-3 生活支援を要する者への支援

区は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者に、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【福祉部】

3-1-4 学びの継続に関する支援

区は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、オンライン学習などを導入し、学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【教育委員会事務局】

第2部 各対策項目の考え方及び取組
第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保
第3節 対応期

区の新型コロナ対応での具体例

臨時休業となった区立小中学校の全児童・生徒に向け、動画配信サイトを活用したオンラインでの学習支援を行った。また、区公式ホームページや動画配信サービスを活用し、あらゆる世代を対象にした「自宅で楽しみ、学べる動画」を配信し、不要不急の外出が制限される中でも学びの機会の確保に努めた。



貸出機(Windows タブレット)と特別授業として配信された動画「たのしい音読」



「あいキッズ」では、感染症拡大防止を徹底しながら、学校の休業期間中も開所



学校再開後も一定期間は人数や時間を限定する「分散登校」を行うなど、段階的に教育活動を再開



2021以降は、感染症予防ガイドラインに沿い、内容や方法を工夫しながら学校行事を実施

3-1-5 サービス水準に係る区民等への周知

区は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、区民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。【政策経営部】

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 区は、区民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団

体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【産業経済部】

- ② 区は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、区民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【産業経済部】
- ③ 区は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、区行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【産業経済部】
- ④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資・役務の供給不足や価格高騰が生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)、その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【関係部】

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ① 区は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。【健康生きがい部】
- ② 区は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。【健康生きがい部】
- ③ 区は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣区市町村に対して、広域火葬の応援・協力を行う。【健康生きがい部】
- ④ 区は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保するよう努める。【健康生きがい部】
- ⑤ 併せて、区は遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【総務部】
- ⑥ 万が一、臨時遺体収容所において収容能力を超える事態となった場合には、区は、臨時遺体収容所の拡充について早急に措置を検討するとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【健康生きがい部】
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するために緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定めた地域や期間内であれば、いずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられる。また、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。その際、区はこの特例に基づき、埋火葬に関する手続を行う。【区民文化部、健康生きがい部】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 区民生活及び地域経済の安定の確保

第3節 対応期

3-1-8 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

区は、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。【関係部】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

区は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。【産業経済部、関係部】

3-2-2 事業者に対する支援

区は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営や区民生活への影響を緩和し、区民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。【産業経済部、政策経営部】

区の新型コロナ対応での具体例

営業休止等により売上高が減少した区内の事業者に対して、家賃に相当する費用の一部を助成する「小規模企業者等緊急家賃助成事業」、国や都による支援の対象にならなかった事業者に対し、「板橋区中小企業等事業継続支援金」(最大50万円)の給付等を区の独自で実施した。

3-3 区民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 区は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた区民生活及び地域経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討にあたっては、生活基盤が脆弱な方等が、特に大きな影響を受けることに留意する。【福祉部、産業経済部、関係部】
- ② 区は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民等の権利利益を保護する。【福祉部、産業経済部、関係部】

3-4 その他の対応

区は、区内における円滑な廃棄物処理システムを維持するため、廃棄物処理事業者等と連携し、処理を行う。【資源環境部】

第3部 区における危機管理体制

1 区の各発生段階における対応

(1) 準備期

平時には、保健所が中心となり、国や都と情報交換を密に行い、海外で発生した新型インフルエンザ等の情報をいち早くとらえることのできる体制を整備するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた対応の確認と準備を行う。

(2) 初動期～対応期

保健所は、板橋区健康危機管理対策基本指針に基づき、感染症等何らかの原因により区民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、幹事会等を立ち上げる。

区は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都及び関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。

また、あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった対応体制を立ち上げる。区は、区民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、以下のとおり区対策本部を立ち上げる。

2 区の実施体制

2-1 健康危機管理対策幹事会

保健所長は、関係各課との調整が必要と認められる場合は、速やかに幹事会を開催する。幹事会は、保健所長を幹事長とし、健康生きがい部長、主管課長ほか発生事態への対応に関係各課の担当課長あるいは係長のうち、保健所長が指名する者により構成する。

(協議・決定事項)

- (1) 当面の対策
- (2) 関係各部・課の役割分担
- (3) 健康危機管理本部設置の適否
- (4) その他必要な事項

2-2 健康危機管理本部

幹事会で、全庁的な対応が必要とされる重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断された場合には、幹事長(保健所長)は速やかに危機管理部長に東京都板橋区危機管理本部規則に基づく危機管理本部(以下、「健康危機管理本部」という。)の設置、開催を協議し、区長に報告する。健康危機管理本部は、区長を本部長、副区長を副本部長とし、全部長及び本部長が指名する課長を本部長

とする。

なお、健康危機管理本部の協議事項の立案は、危機管理部の協力の下、保健所が担当する。健康危機管理本部は、事態終息まで設置し、本部会議を適宜開催し、必要事項について協議し、決定する。

(協議・決定事項)

- (1) 当面の対策
- (2) 各部・課の役割分担
- (3) 国、東京都、周辺自治体及び医療機関・消防・警察との連絡調整及び支援要請
- (4) その他必要な事項

2-3 新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、区民等の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある特措法により緊急事態宣言が発令された場合、または、政府対策本部及び都対策本部が設置され、区において必要と判断された場合には、直ちに区対策本部を設置する。

区対策本部は、区長を本部長、副区長・教育長及び危機管理部長を副本部長とし、東京都板橋区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則で定める本部員等で構成する。(次頁「区対策本部の構成図」参照)また、緊急事態宣言が発令されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどの状況に応じて、区対策本部を設置し、情報の共有を図るとともに、必要な対策を講じる。区は、国と都の対策本部が廃止されたときは、区内の状況に鑑みながら、区対策本部を廃止する。

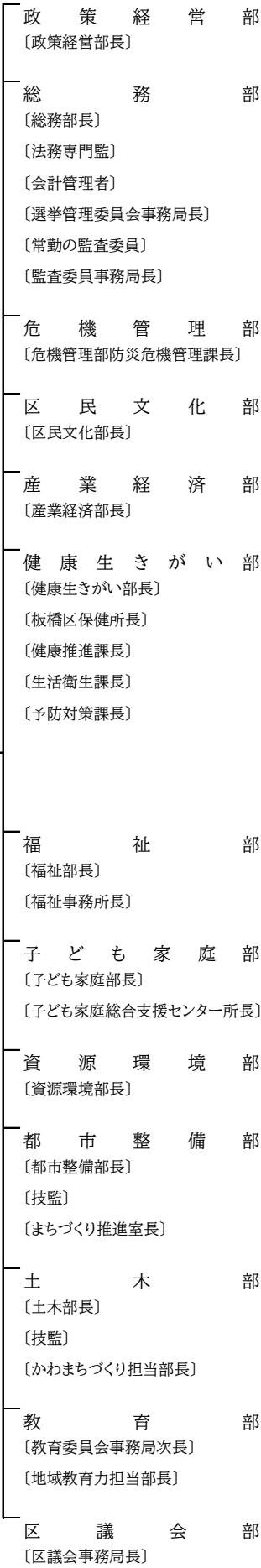
(審議事項)

- (1) 発生段階に応じた板橋区の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染防止及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 東京都、区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

第 3 部 区における危機管理体制

区対策本部の構成図

本 部 長 ——— 副 本 部 長
(区長) (副区長)
(危機管理部長)
(教育長)



東京都板橋区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則
(平成 25 年東京都板橋区規則第 54 号)

2-4 区対策本部の分掌事務

部の名称	分掌
政策経営部	(1) 新型インフルエンザ等対策関係の予算に関する事。 (2) 区民及び報道機関への情報提供等に関する事。 (3) 区民からの情報の収集及び管理に関する事。 (4) 区の情報システムの維持に関する事。(主管課導入システムを除く。) (5) 所管施設の感染予防等に関する事。 (6) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
総務部	(1) 職員の感染予防等に関する事。 (2) 職員の予防接種の実施に関する事。 (3) 区役所来庁者の感染予防等に関する事。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
危機管理部	(1) 本部に関する事。 (2) 各部との連絡調整に関する事。 (3) 医療体制の確保に関する事。(健康生きがい部に属するものを除く。) (4) 関係機関との連絡調整に関する事。(健康生きがい部に属するものを除く。)
区民文化部	(1) 外国人への情報提供及び支援に関する事。 (2) 所管施設の感染予防等に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
産業経済部	(1) 新型インフルエンザ等対応緊急融資及び相談に関する事。 (2) 所管施設の感染予防等に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関する事。
健康生きがい部	(1) 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事。 (2) 感染予防策等の広報に関する事。 (3) 区民、医療機関等からの相談に関する事。 (4) 医療体制の確保に関する事。 (5) 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関する事。 (6) 予防接種に係る調整及び支援に関する事。 (7) 抗インフルエンザウイルス薬の確保等に関する事。 (8) 関係機関との連絡調整に関する事。 (9) 所管施設の感染予防等に関する事。 (10) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。

第3部 区における危機管理体制

福祉部	(1) 要援護者等の感染予防等に関すること。 (2) 所管施設の感染予防等に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
子ども家庭部	(1) 児童館、保育園及びその他所管施設の感染予防等に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
資源環境部	(1) ごみの排出方法、排出抑制等の周知に関すること。 (2) ごみ及び資源の回収並びに処理時における感染予防に関すること。 (3) 所管施設の感染予防等に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
都市整備部	(1) 区営住宅等の入居者の感染予防等に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
土木部	(1) 不特定多数が利用する所管建物の感染予防等に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
教育部	(1) 学校、幼稚園及びその他所管施設の感染予防等に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
区議会部	(1) 区議会議員等への情報提供及び罹患確認に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。

用語集

【あ行】

○医療機関等情報支援システム(G-MIS)

G-MIS(Gathering Medical Information System の略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム

○医療計画

医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

○医療措置協定

感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定

○陰圧室

感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋

○疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問

【か行】

○隔離

検疫法第14条第1項第1号及び第15条第1項(これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。

○患者

新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無

症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者患者等患者及び感染したおそれのある者

○感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態

○感染症危機対応医薬品等

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等

○感染症サーベイランスシステム

感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。

○感染症指定医療機関

本行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

○感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

○帰国者等

帰国者及び入国者

○季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症

○基本的対処方針

特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

○協定締結医療機関

感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。

○業務継続計画(BCP)

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

○緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○緊急物資

特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材

○ゲノム情報

病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。

○健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

○健康監視

検疫法第18条第2項(同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項(感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

○健康危機対処計画

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

○検査等措置協定

感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定

○検査等措置協定締結機関等

感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関(民間検査機関や医療機関等)や宿泊施設等を指す。

○国立健康危機管理研究機構(JIHS)

国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7(2025)年4月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・

包括的に行う。

○个人防护具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具

【さ行】

○サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。

○酸素飽和度

血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合

○実地疫学専門家養成コース(FETP)

FETP(Field Epidemiology Training Program の略)は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHSが実施している実務研修

○指定(地方)公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○重点感染症

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

○重点区域

特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域

○住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(特措法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

○新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表

感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。

○新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

○新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症

○積極的疫学調査

感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

○全数把握

感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症(全

数把握)について患者の発生の届出を行うもの

○ゾーニング

病原体によって汚染されている区域(汚染区域)と汚染されていない区域(清潔区域)を区分けすること。

○相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口

○双方向のコミュニケーション

医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

【た行】

○地域保健対策の推進に関する基本的な指針

地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針

○地方衛生研究所等

地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関)をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。

○定点把握

感染症法第14条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法

○停留

検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項(これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者につ

いて、一定期間(当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。

○統括庁

内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。

○登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

○特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの

○特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○特定物資

特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

○東京都感染症対策連携協議会

感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織

○都道府県等

都道府県、保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)及び特別区

【な行】

○入院調整本部

管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。

○濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

【は行】

○パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器

○フレイル

身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

○プレパンデミックワクチン

将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン

【ま行】

○まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事

態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○無症状病原体保有者

感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

【や行】

○有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。

○予防計画

感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画

【ら行】

○リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

○臨床像

潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称

○流行初期医療確保措置

感染症法第36条の9に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。

○臨床研究中核病院

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推

進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの

【わ行】

○ワンヘルス・アプローチ

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

【その他】

○災害派遣医療チーム(DMAT)

DMAT(Disaster Medical Assistance Team の略)は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね48時間以内)から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

○災害派遣精神医療チーム(DPAT)

DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team の略)は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録されたDPAT先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

○ICT

Information and Communication Technology の略。情(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、

電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

○IHEAT要員

地域保健法第21条に規定する業務支援員※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

○PCR

ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。

○PDCA

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

○PHEIC

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(Public Health Emergency of International Concern の略)。具体的には、国際保健規則(IHR)において以下のとおり規定する異常事態をいう。

- (1) 疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態
- (2) 潜在的に国際的対策の調整が必要な事態

板橋区新型インフルエンザ等対策行動計画
編集

○板橋区危機管理部防災危機管理課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
TEL 03-3579-2154

○板橋区健康生きがい部地域保健課
〒173-0014 板橋区大山東町32番15号 板橋区保健所
TEL 03-3579-2821

○板橋区健康生きがい部予防対策課
〒173-0014 板橋区大山東町32番15号 板橋区保健所
TEL 03-3579-2321

令和 8 年 6 月 発 行

刊行物番号 R08-28